

京都府公共施設等管理方針



京都府庁旧本館 Since1904

平成29年3月
(令和4年3月改定)
京 都 府

京都府公共施設等管理方針

目次

第1章	策定の目的等	
1	背景と目的・効果	1
2	取組期間	1
3	対象施設	1
第2章	公共施設等の現状・将来見通しと課題	
1	公共施設等の状況	4
	（1）府保有の建築物	4
	（2）府保有のインフラ施設	6
2	公共施設等を取り巻く状況	8
	（1）人口の推移と将来見通し	8
	（2）財政状況	9
3	これまでの取組	10
	（1）耐震化の取組	10
	（2）長寿命化の取組	10
	（3）財政負担軽減の取組	10
	（4）その他の取組	11
4	中長期的な維持管理・更新コストの見通し	12
5	課題	13
第3章	公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針	
1	基本的な考え方	14
	（1）安心・安全の確保	14
	（2）財政負担の軽減と平準化	14
	（3）施設の長寿命化	14
2	取組方針（公共建築物）	15
	（1）耐震化等の安心・安全の確保	15
	（2）点検・診断等の実施	15
	（3）修繕・改修等の計画的な推進	15
	（4）長寿命化の推進によるライフサイクルコストの縮減	15
	（5）施設の集約化・共用化等の推進	15
	（6）民間活力等の活用	15

3	取組方針（インフラ）	16
	（1）メンテナンスサイクルの確立	16
	（2）中長期的視点に立ったコスト管理	16
	（3）メンテナンスサイクル確立のための体制整備	17
第4章 本方針の推進体制		
1	全庁横断組織による推進	19
2	メンテナンス体制の整備	19
3	情報の一元化・共有化	19
4	関係機関等との連携	19
第5章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針		
1	庁舎系施設	20
2	府民・文化施設	21
3	教育施設	22
4-1	警察施設（一般施設）	23
4-2	警察施設（交通安全施設）	24
5	職員住宅	25
6	府営住宅	26
7	道路施設	27
8	河川施設	28
9	砂防施設	29
10	港湾施設	30
11	公園施設	31
12	漁港	32
13	電気	33
14	水道	34
15	工業用水道	35
16	流域下水道	36

第1章 策定の目的等

1 背景と目的・効果

少子高齢化の進行、高度経済成長から低成長の時代への移行、経済・社会のグローバル化の進展など、現在、時代が大きく変化する中で、府民にとってより良い行政サービスを提供するため、変化に対応した「新しい行政戦略」への転換が求められています。

そして、府民満足の最大化を達成するためには、限られた府の資源や財産を有効に活用することが大変重要です。

しかし、府の施設は高度経済成長時代に建設された施設が多く、それらの施設の老朽化に伴う改修等を実施するには、財政負担の増加が想定されます。

今後、人口減少、高齢化の進行に伴う行政サービスのニーズの変化に的確に対応していくためには、様々な府の施策について常に点検・改善を図るとともに、府有施設の長寿命化やアセットマネジメントを推進することにより、「京都府総合計画（京都夢実現プラン）」に掲げる概ね20年後（令和22年）の京都府の将来像の実現につなげていく必要があります。

本方針は、このような観点から、府有施設に関する課題等を整理し、今後の維持管理・利活用に関する基本的な考え方について定めるものです。

2 取組期間

本方針では、社会環境の変化や府有施設の状況等を踏まえた今後の取組の方向性に基づき、まずは平成29年度から令和8年度までを第1次取組期間とし、この間に実施すべき取組の基本的な考え方を定めています。

なお、本方針は、取組の方向性の変化等を踏まえながら、適切に見直しを行うこととしており、第1次取組期間の中間年度として令和3年度に改定するものです。

3 対象施設

本方針の対象施設は、京都府及び京都府公立大学法人（以下「大学法人」という。）が保有する全ての施設であり、府所有の庁舎・学校・警察署・府民利用施設等の「公共建築物」と道路・河川・水道・下水道等の「インフラ」とに区分した上で、具体的な類型を次表のとおり整理しています。

■対象施設の類型

(1) 公共建築物

(令和3年3月末現在)

大分類	中分類	施設例	施設数	棟数		延床面積(m ²)	
				主	付属		
1 庁舎系施設	1 本庁舎	京都府庁、職員福利厚生センター	2	9	11	63,056	281,008
	2 総合庁舎	各総合庁舎	11	41	199	60,476	
	3 試験・研究施設	保健環境研究所、水産事務所・海洋センター、畜産センター等	12	62	191	66,369	
	4 その他	職員研修・研究支援センター、消防学校、観測局、中継所等	231	63	407	91,107	
2 府民・文化施設	1 文化会館	府民ホール・京都府公館、文化芸術会館等	5	5	3	19,471	713,145
	2 福祉会館	総合社会福祉会館、勤労者福祉会館	6	8	6	18,270	
	3 博物館等	京都学・歴史館、文化博物館、植物園等	4	17	48	54,645	
	4 スポーツ施設	向日町競輪場、京都スタジアム、体育館等	5	22	44	70,379	
	5 研修施設	ゼミナールハウス、青少年海洋センター、マスターズビレッジ等	9	15	43	18,762	
	6 福祉施設	心身障害者福祉センター、洛南寮、家庭支援総合センター、桃山学園等	14	39	73	44,415	
	7 高等技術専門学校・大学校等	看護学校、高等技術専門学校、農業大学校等	7	33	67	38,917	
	8 交流施設等	丹後王国「食のみやこ」、総合見本市会館、けいはんなプラザ、京都テルサ等	9	23	42	137,158	
	9 病院	洛南病院	1	6	0	11,009	
	10 大学法人	府立大学、府立医科大学	7	63	0	227,242	
	11 その他	国立公園、国定公園、公園、近畿自然歩道施設、園地、等	67	46	393	72,877	
3 教育施設	1 高等学校	各高等学校	57	490	1,332	729,454	885,744
	2 特別支援学校	支援学校、ろう学校、盲学校	16	107	264	125,841	
	3 その他	総合教育センター、図書館、るり溪少年自然の家、郷土資料館、埋蔵文化財事務所等	10	12	30	30,449	
4 警察施設	1 警察本部	警察本部庁舎、京都府警察航空隊、自動車安全運転学校、自動車整備工場等	26	21	50	74,161	241,951
	2 警察署等	各警察署	28	52	153	82,862	
	3 交番・駐在所等	交番、駐在所、警備派出所	286	4	704	26,242	
	4 待機宿舎等	待機宿舎	59	57	111	58,686	
5 職員住宅	1 職員住宅	公舎、職員住宅、共済住宅	31	24	104	22,981	22,981
合計			903	1,219	4,275	2,144,829	2,144,829

※付属棟：200m²未満の建築物

(2) インフラ

(令和3年3月末現在)

類型	主な施設	施設数
道路	橋りょう	2,162 橋
	舗装	2,142km
	トンネル	63 本
港湾	港湾	3 港
河川	堤防、河川護岸等	1,852km
	排水機場等	43 箇所
	ダム	2 基
砂防	砂防施設	2,915 基
	急傾斜地崩壊防止施設	307 区域
	地すべり防止施設	18 区域
府営住宅	府営住宅	130 団地
公園	公園	11 公園
漁港	漁港	2 箇所
電気	発電所	1 箇所
水道	浄水場	3 箇所
	導送水管	87km
工業用水道	浄水場	1 箇所
	導送配水管	29km
流域下水道	浄化センター	4 箇所
	幹線管渠	108km
	ポンプ場	9 箇所
交通安全施設	信号制御機	3,318 基
	信号柱	11,976 本

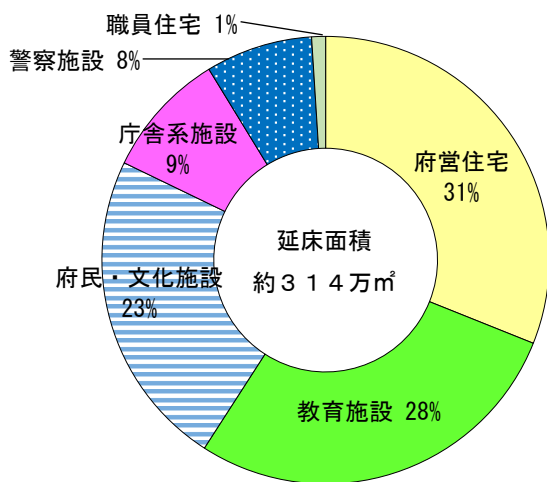
第2章 公共施設等の現状・将来見通しと課題

1 公共施設等の状況

(1) 府保有の建築物

京都府は庁舎・学校・警察署等の建築物の他に、道路・河川・トンネル等のインフラや電気・水道・工業用水道事業等の公営企業が管理する施設など多くの施設を保有していますが、そのうち令和3年3月末現在の京都府及び大学法人が保有する建築物は1,033施設、延床面積は約314万㎡（うち、大学法人約23万㎡）であり、府営住宅、教育施設（府立学校等）が全体の約3分の1ずつを占めています。

他の都道府県と比較した場合、総延床面積では全国で18番目の規模ですが、人口一人あたりでは1.11㎡であり、全国で42番目の規模となっています。

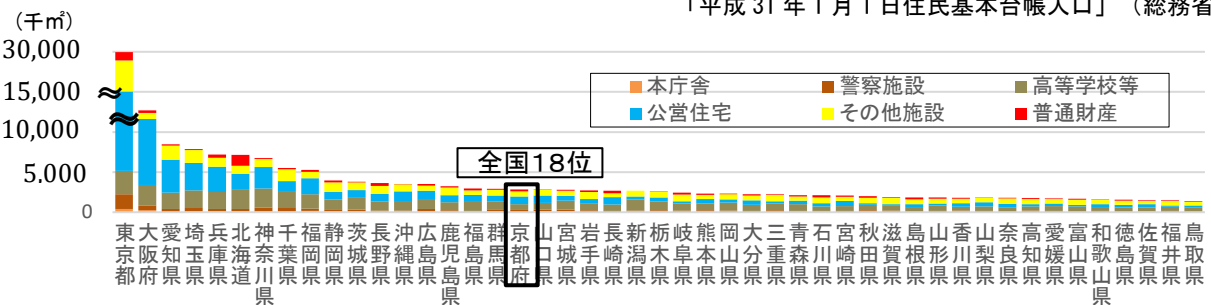


施設類型	施設数		延床面積 (㎡)
1 庁舎系施設	256 施設	983 棟	281,008
2 府民・文化施設	134 施設	996 棟	713,145
3 教育施設	83 施設	2,235 棟	885,744
4 警察施設	399 施設	1,152 棟	241,951
5 府営住宅	130 施設	1,957 棟	995,081
6 職員住宅	31 施設	128 棟	22,981
	1,033 施設	7,451 棟	3,139,910

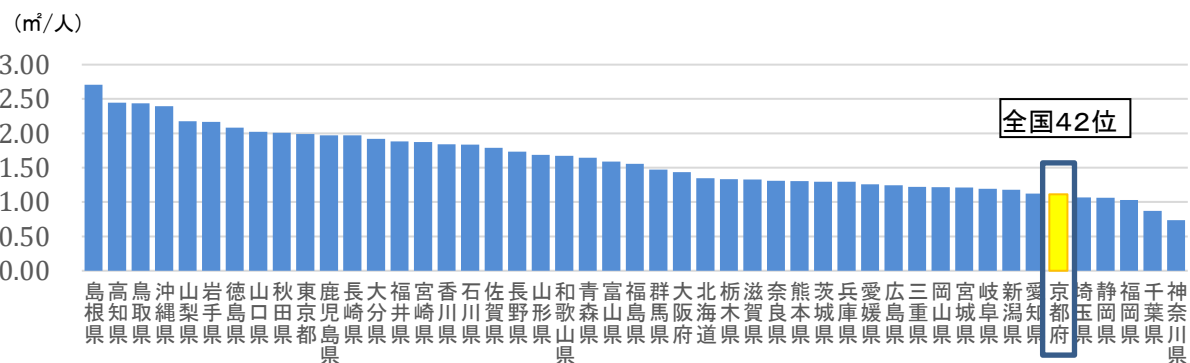
(令和3年3月末現在)

他都道府県との比較 総延床面積

※データ出典：「公共施設状況調経年比較表（平成30年度）」（総務省）
「平成31年1月1日住民基本台帳人口」（総務省）



他都道府県との比較 人口一人当たりの延床面積

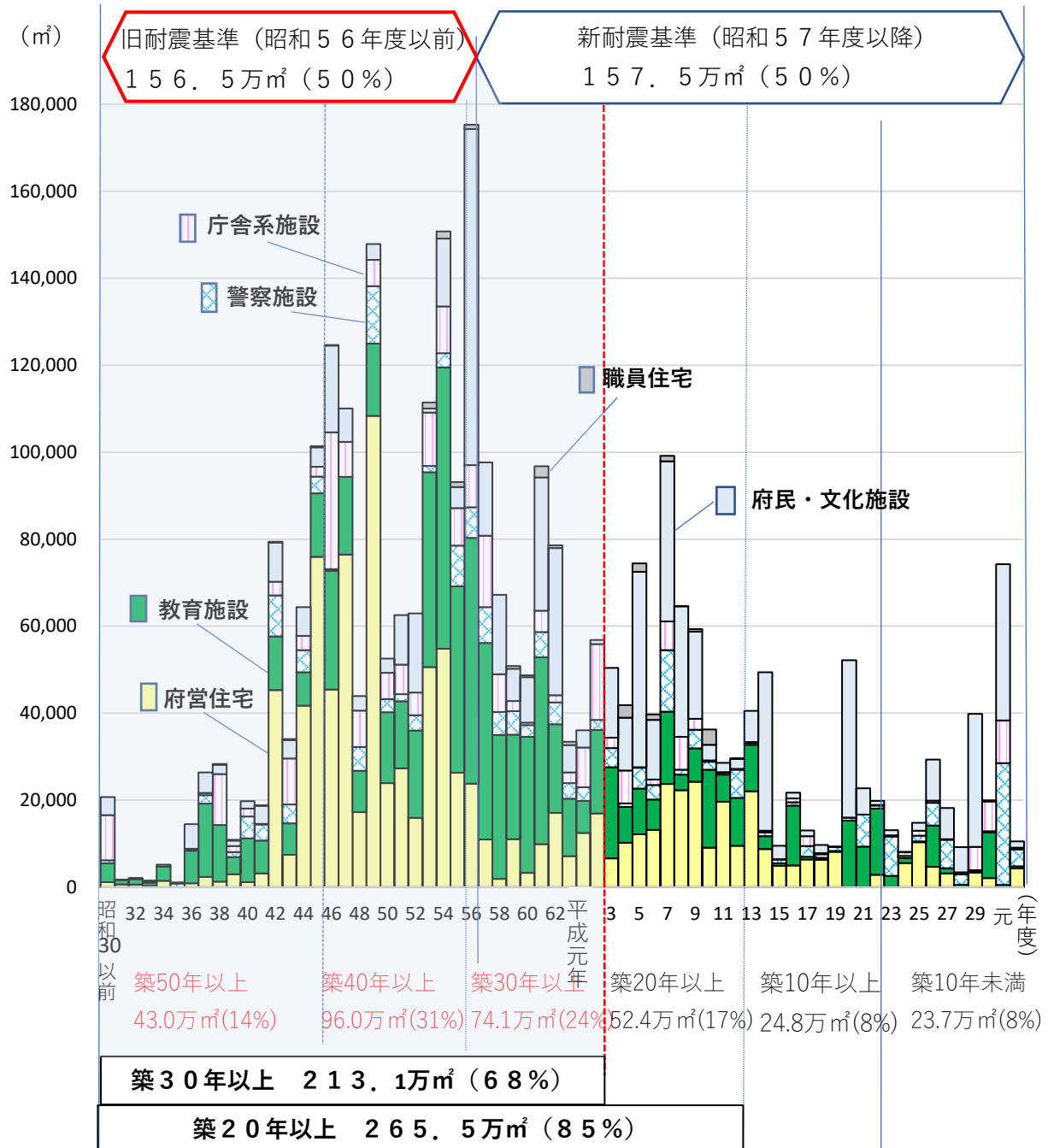


① 築年別

京都府及び大学法人が保有する建築物を築年別にみると、昭和40年代から昭和50年代にかけて整備のピークがあり、特に昭和40年代に府営住宅、昭和50年代に教育施設（府立学校等）の整備が集中しています。

また、老朽化が懸念される築30年以上の建築物は、現状では全体の68%を占めていますが、10年後には85%に増加します。

築年別整備状況



施設保有量及び有形固定資産減価償却率の推移

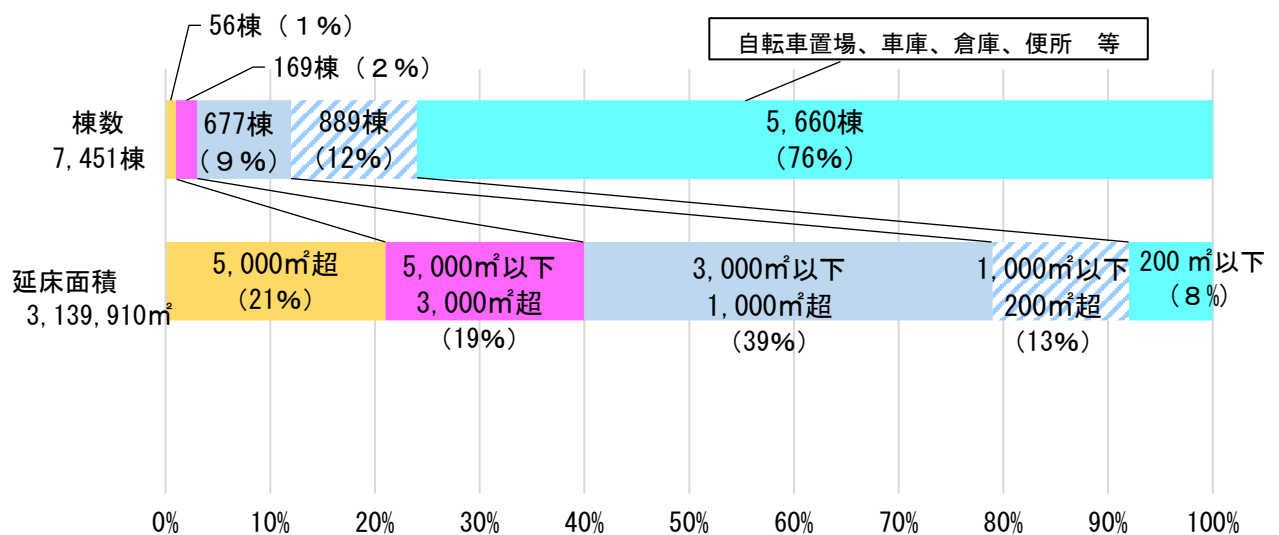
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
延床面積（㎡）	2,852,914.87	2,847,377.93	2,905,054.46	2,909,715.36
有形固定資産減価償却率（%）	72.6	74.4	75.3	—

②規模別

規模別にみると、延床面積が3千㎡を超える建築物は、225棟であり全体の3%程度ですが、延床面積では約40%を占めます。特に、1万㎡以上の大規模な建築物は17棟あり、延床面積32万㎡となっています。

一方で、小規模な建築物は棟数が多いものの、全体の延床面積に占める割合は比較的小さくなっています。なかでも200㎡以下の建築物については、棟数では76%を占めますが、延床面積では8%にすぎず、多数が自転車置場、車庫、倉庫等の簡易な構造の建築物です。

規模（延床面積）	5,000㎡超	5,000㎡以下 3,000㎡超	3,000㎡以下 1,000㎡超	1,000㎡以下 500㎡超	500㎡以下 200㎡超	200㎡以下 100㎡超	100㎡以下	総計
	棟数 合計	56	169	677	312	577	620	
構成比	1%	2%	9%	4%	8%	8%	68%	100%
延床面積 合計（㎡）	669,307	611,304	1,209,554	230,447	182,932	88,766	147,600	3,139,910
構成比	21%	19%	39%	7%	6%	3%	5%	100%



（2）府保有のインフラ施設

京都府では、橋りょうやトンネル等の道路施設、排水機場やダム等の河川施設をはじめ港湾施設、砂防施設、公園施設、府営住宅、漁港施設、上下水道施設、発電所施設等、府民生活や社会経済活動の基盤となる多種多様な施設を所有しており、これらを総括してインフラ施設と呼んでいます。

近年、高度経済成長期以降に集中的に整備されたインフラの老朽化対策が全国的な課題となっていますが、橋梁の場合、大規模補修や更新の目安となる建設後50年以上を経過する施設数の割合が、現在の約42%から20年後には約78%となるなど、全国的な傾向と同様に、インフラの高齢化が加速度的に進展しています。

主な社会基盤施設の老朽化状況（令和3年3月現在）

施設・総数	耐用年数を超える施設数・割合			耐用年数
	現状	10年後	20年後	
橋梁(橋長2m以上)	358	916	1,342	60年
2,162橋	17%	42%	62%	
トンネル	5	8	12	75年
63本	8%	13%	19%	
港湾施設(岸壁)	1	5	11	50年
14施設	7%	36%	79%	
水道(導送水管)	18	18	66	40年
87km	21%	21%	76%	
工業用水道(導送配水管)	8	9	22	40年
29km	28%	31%	76%	
流域下水道(幹線管渠)	0	16	60	50年
108km	0%	14%	56%	
交通安全施設(信号制御機)	1,220	1,492	1,572	19年
3,318基	37%	45%	47%	
交通安全施設(信号柱)	4,051	5,715	6,674	30年
11,976本	34%	48%	56%	

施設保有量の推移

類型	主な施設	施設数			
		平成29年度末	平成30年度末	令和元年度末	令和2年度末
道路	橋りょう	2,223橋	2,204橋	2,185橋	2,162橋
	舗装	2,141km	2,141km	2,144km	2,142km
	トンネル	64本	64本	64本	63本
港湾	港湾	3港	3港	3港	3港
河川	堤防、河川護岸等	1,852km	1,852km	1,852km	1,852km
	排水機場等	42箇所	42箇所	42箇所	43箇所
	ダム	2基	2基	2基	2基
砂防	砂防施設	4,214基	4,214基	4,214基	2,915基
	急傾斜地崩壊防止施設	307区域	307区域	307区域	307区域
	地すべり防止施設	18区域	18区域	18区域	18区域
府営住宅	府営住宅	136団地	134団地	132団地	130団地
公園	公園	11公園	11公園	11公園	11公園
漁港	漁港	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所
電気	発電所	2箇所	2箇所	2箇所	1箇所
水道	浄水場	3箇所	3箇所	3箇所	3箇所
	導送水管	89km	89km	89km	87km
工業用水道	浄水場	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
	導送配水管	29km	29km	29km	29km
流域下水道	浄化センター	4箇所	4箇所	4箇所	4箇所
	幹線管渠	107km	108km	108km	108km
	ポンプ場	9箇所	9箇所	9箇所	9箇所
交通安全施設	信号制御機	3,342基	3,295基	3,312基	3,318基
	信号柱	11,907本	11,907本	11,955本	11,976本

2 公共施設等を取り巻く状況

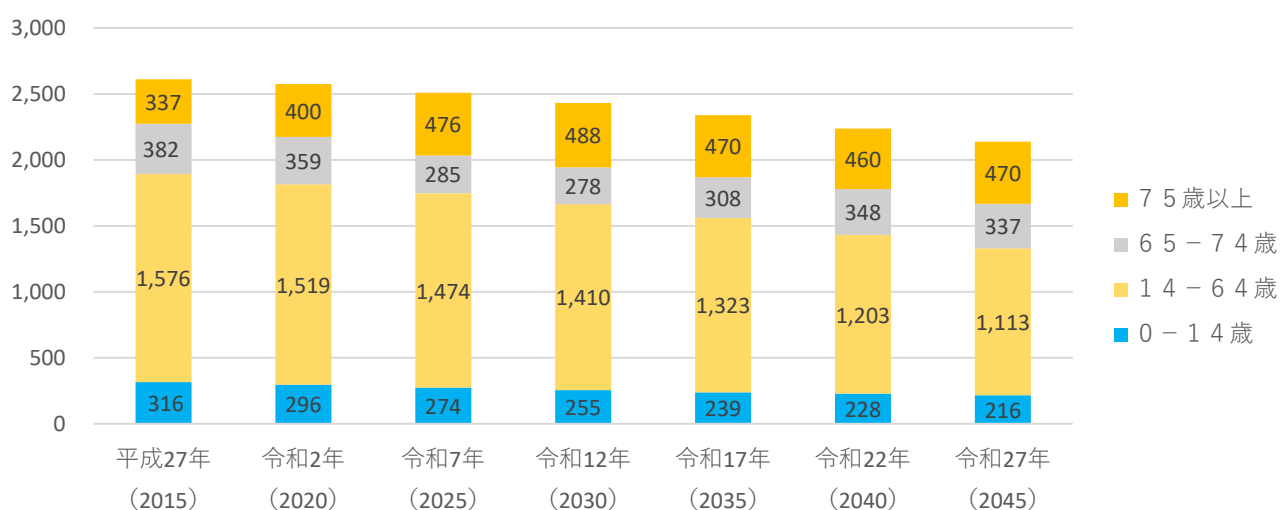
(1) 人口の推移と将来見通し

京都府の総人口は、平成16年の265万人をピークに減少傾向となっており、既に本格的な人口減少局面となっています。国立社会保障・人口問題研究所の推計によれば、総人口は令和22年には約224万人となる見込みで、その後も減少に歯止めがかからない状況です。

また、年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）は既に減少を続けている一方で、老年人口（65歳以上）は増加を続けており、今後もこのような傾向が続けば全体人口の減少だけではなく、構成比率自体が大きく変化することも想定されます。

■実数

千人



■比率

%

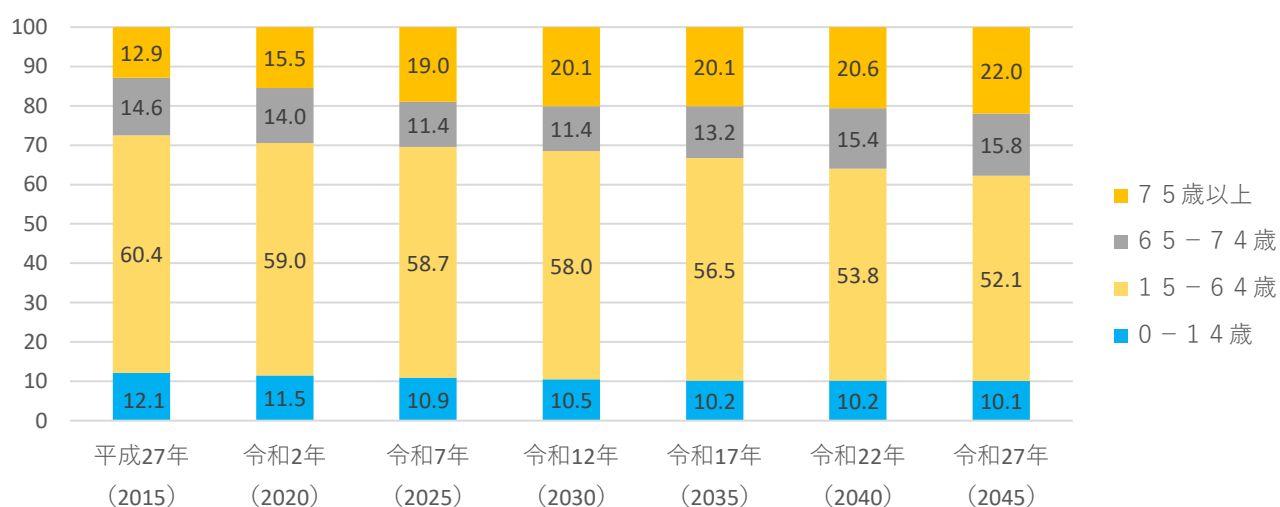


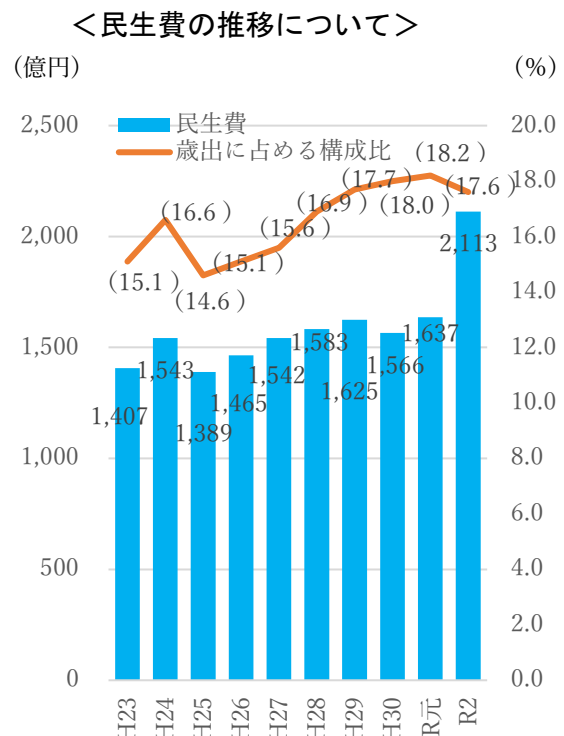
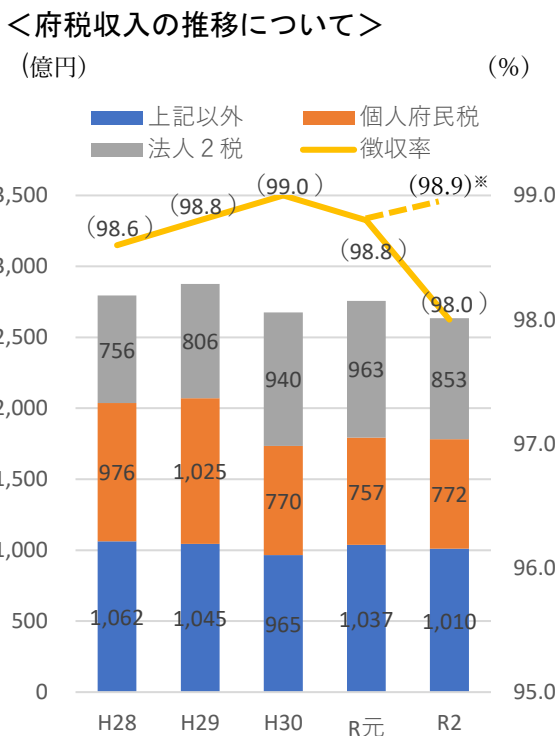
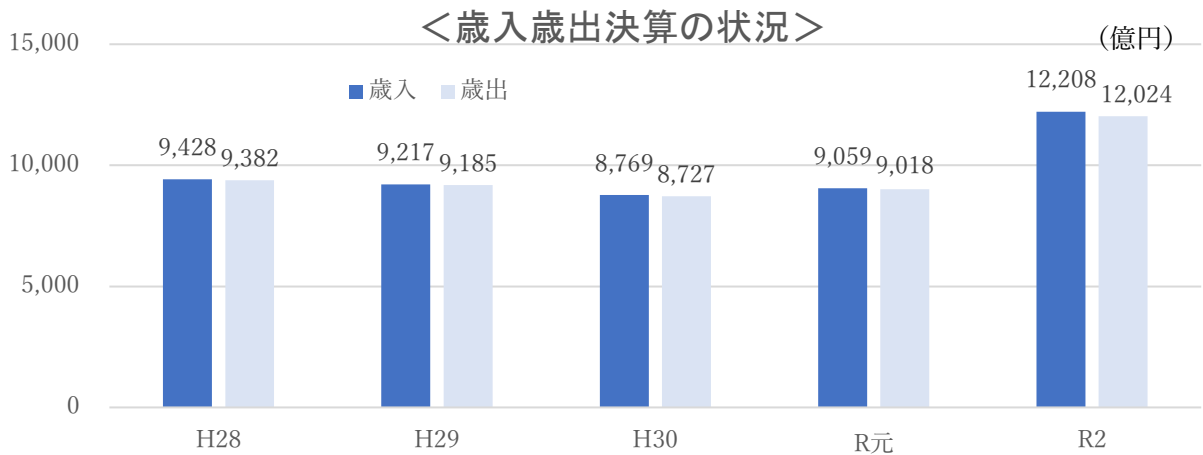
図 年齢4区分別将来人口実数・比率の推移（京都府）

資料：日本の地域別将来推計人口（平成30年3月推計）

国立社会保障・人口問題研究所

(2) 財政状況

- 歳入面では、府税収入が、景気回復や地方消費税の税率改定等により近年増収傾向にありましたが、新型コロナウイルス感染症の影響及びこれに伴う徴収猶予の特例等により、令和2年度は約122億円の減収となっています。令和3年度税収については回復の傾向がみられるものの、今後の見通しは不透明となっています。
- 歳出面では、令和2年度は新型コロナウイルス感染症対応のための経費が増加したほか、今後も社会保障関係経費の増加が見込まれます。
- 事業見直しや歳入確保の取組等により施策の展開に必要な財源の確保に努めていますが、財政運営は極めて厳しい状況にあります。



※新型コロナウイルス感染症に伴う徴収猶予の特例適用分を除いた徴収率

3 これまでの取組

(1) 耐震化の取組

地震被害の軽減・抑止を図るため、地震に対する減災目標及びこれを達成するための具体的な数値目標を明らかにし、戦略的に地震防災対策を推進することを目的にした「京都府戦略的地震防災対策指針」を定めるとともに、その実施計画である「京都府戦略的地震防災対策推進プラン」を策定し、地震防災対策に取り組んでいます。

多くの府民が利用する施設・避難所・救護施設・災害対応を行う施設のような防災対策上緊急性の高い建築物等を優先して計画的に建替・改修を実施しており、たとえば、学校については、平成28年度末には全ての棟の耐震化が完了しています。

道路、公営企業施設等のインフラにおいても、必要に応じた設備の更新や耐震化を実施しています。インフラでは、特に、「地震防災緊急事業5箇年計画」に基づき、緊急輸送道路にかかる橋梁について地震時の落橋対策は完了していますが、引き続き、地震時に路面に大きな段差が生じない対策を推進します。また、その他の道路橋梁についても計画的に耐震化を推進するとともに、老朽化対策と耐震対策を併せて実施するなど、計画的な対策を実施します。

(2) 長寿命化の取組

① 自主点検等各種点検の実施

職員や専門業者による点検により、施設の劣化状況や危険箇所の把握に努めています。公共建築物については、各部局各課・室や地域機関に「府有財産戦略活用推進員」を設置し、最適な維持保全や効率的な利活用を進めており、その一環として、施設管理者による自主点検を実施し、劣化の拡大に伴う事故や緊急の大規模修繕を未然に防止する取組を実施しています。

また、府民生活や社会経済活動の基盤となるインフラについては、施設利用者や周辺住民等の安全を確保した上で、必要な機能を確実に発揮し続けることが重要であり、日常点検や定期点検により施設の適正な管理に努めています。

② 中期保全計画等の策定等

橋梁等をはじめとする各種施設で、長寿命化計画や維持管理計画を策定し、アセットマネジメントによる計画的な点検・補修を進め、施設の長寿命化による中長期的なメンテナンスコストの縮減や既存ストックの有効活用についての取組を進めています。

また、平成28年4月には、土木・建築施設の総合的なアセットマネジメント組織として「一般財団法人京都技術サポートセンター」を府内市町村と共同設立し、橋梁点検や補修設計を実施するなど、アセットマネジメントの取組を推進しています。

さらに、京都府、京都大学、(一財)京都技術サポートセンターで「アセットマネジメントの推進に関する包括協定」や「インフラ維持管理におけるメンテナンス技術に関する包括協定」を締結し、更なるアセットマネジメントの推進体制の強化を図ったところです。

(3) 財政負担軽減の取組

① 施設の売却等

京都府や市町村等での積極的な利活用の見込みがなく、処分が適切と判断した資産については、「府有資産利活用推進プラン」に基づき、一般競争入札等により売却を行っており、令和2年度までに141件、約105億円の売却を実施し、財源確保を図るとともに、府民サービスに還元をしています。

② ネーミングライツパートナーシップ制度の導入

京都府の施設等の愛称を決定する権利を事業者が取得することにより、京都府の施設等の魅力向上、地域経済活動の活性化及び京都府財政の健全化に寄与することを目的として、ネーミングライツパートナーシップ制度を平成 25 年 8 月から導入し、3 施設（府立体育館、府立府民の森ひよし、府立京都スタジアム）で導入しています。

また、府立植物園においては、平成 26 年度からオフィシャルパートナーの募集を行い、民間企業との提携により、魅力向上に努めています。

③ PPP／PFI 等の活用

平成 15 年度に「京都府 PFI 事業導入指針」を策定し、事業費が 10 億円以上の全ての施設整備事業について、PFI 事業の適否を検討するとともに、「京都駅前運転免許更新センター及び京都駅前地域防犯ステーション」における定期借地権の活用、定期借家権を活用して遊休施設の改修・運営を民間に委託している「きょうと留学生オリエンテーションセンター」、京都府立医科大学附属病院内のコンビニエンスストアと郵便局の併設など、民間事業者等の知恵やノウハウの活用を図っています。

(4) その他の取組

① 集約化・複合化

「行財政改革プラン」（平成 31 年 3 月策定）に基づき、府民利用施設について、これまで以上に府民満足度を高めるために、「公共性」、「有効性」、「効率性」及び「代替性」の観点から施設のあり方の検証を進めています。

また、京都市と「京都動物愛護センター」の共同設置や「京都府保健環境研究所（京都市衛生環境研究所）」の共同整備など他の自治体との協調による効率的・効果的な施設整備・運営を進めています。

② 指定管理者制度の導入

京都府では、多様化する住民ニーズにより効率的・効果的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るよう、指定管理者制度を平成 18 年度から導入しており、令和 3 年 4 月 1 日時点で指定管理者を指定した施設は 95 施設です。

③ 温室効果ガスの排出削減

温室効果ガス排出削減対策を一段と推進させることが求められている中、京都府では、総合庁舎や警察施設への ESCO 事業による照明の LED 化（13 施設）や府有施設への屋根・土地貸し型の太陽光発電事業の導入（4 施設）等を実施してきました。また、令和 3 年度に策定の「府庁の省エネ・創エネ実行プラン（第 2 期）」では、令和 12 年度における京都府の事務事業に伴う温室効果ガス排出量を平成 25 年度比で 50%以上削減することを目標としています。公共施設等の更新及び改修等に当たっての省エネ設備の導入や ZEB 化、また、既存施設における照明の LED 化や自家消費型の太陽光発電設備の導入等の取組を進めていきます。

4 中長期的な維持管理・更新コストの見通し

公共建築物（庁舎等施設、教育施設、警察施設）とインフラ（府営住宅を含む建設交通部所管施設（公営企業を除く。））とに分けて、平成 28 年度に総務省が推奨する「公共施設等更新費用試算ソフト」等により、今後 40 年間（平成 28 年度～令和 37 年度）における維持管理・更新コストを試算したところ、長寿命化等の対策を講じた場合、公共建築物が約 4,700 億円（約 118 億円/年）、インフラが約 6,700 億円（約 168 億円/年）と推計されました。

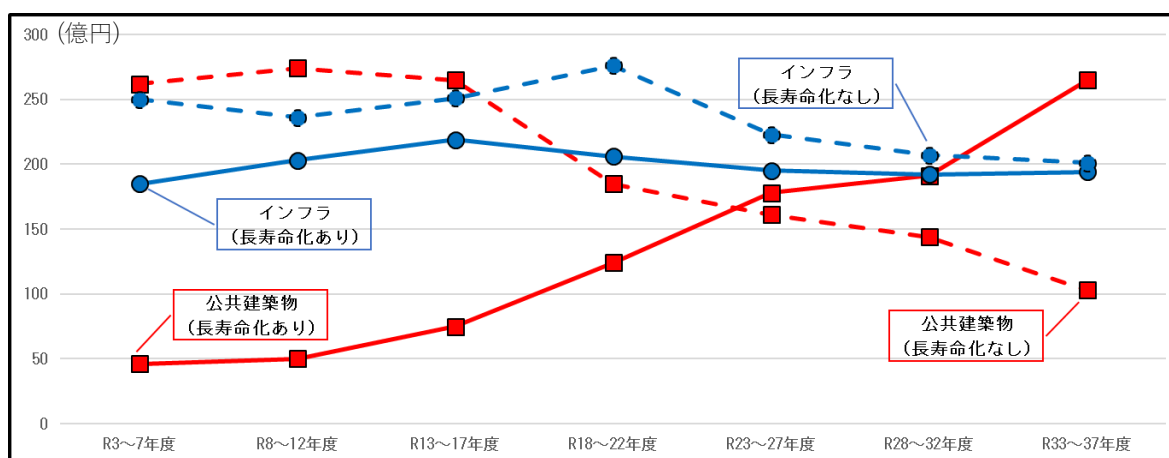
令和 3 年度に改めて試算したところ、原材料費及び労務費等の上昇を主な要因として増額する結果となりました。

今後、健全な財政運営を図るため、予防保全型の維持管理等による長寿命化対策の実施や府有資産利活用推進プランに基づく施設等の売却による財源確保等により、財政負担の軽減・平準化を目指すことが必要です。

■試算結果（期間：35 年間（令和 3 年度～令和 37 年度））

	長寿命化対策なし(A)	長寿命化対策あり(B)	対策の効果額(A-B)	【参考】現在の維持管理費
公共建築物	約 199 億円/年	約 133 億円/年	約 66 億円/年	約 34 億円/年
インフラ	約 235 億円/年	約 199 億円/年	約 36 億円/年	約 170 億円/年

■維持管理・更新コストの推移（5 箇年平均）



【試算の前提条件】

維持管理費：対象施設の建物本体及び設備に関する「①機能維持のための修繕等」に加え、「②長寿命化を図るための大規模改修」を含む費用のこと。なお、インフラは経常経費（除草、浚渫等）を含む。

更新費：老朽化等に伴い機能低下した対象施設を除却して「同一規模で再整備」する費用のこと。

更新時期：公共建築物は税法上の法定耐用年数を標準として長寿命化対策により 20 年間延長すると仮定、インフラも同様に耐用年数の延伸を図り更新時期の延長を行うものと仮定。

5 課題

公共施設等の現状・将来見通し等から整理される課題は、以下のとおりです。

(1) 公共施設等の老朽化

府民一人当たりの公共建築物の延床面積は 1.11 m²/人であり、全都道府県の中で 42 番目と少ない状況ですが、昭和 40 年代から 50 年代にかけて建設された施設が多いことから、老朽化が進んでおり、計画的に対策を講じることが必要です。

また、インフラ施設についても、施設の老朽化が進んでおり、アセットマネジメントによる計画的な点検・補修を継続して実施していく必要があります。

(2) 人口減少等による社会情勢の変化

総人口は平成 16 年の 265 万人をピークに減少し、国立社会保障・人口問題研究所の推計によれば、令和 22 年には約 224 万人となる見込みです。少子高齢化の進行や地球環境問題への新たな対応など、公共施設等に求められるニーズの変化を考慮した上で、施設の存廃を含む事務事業の最適なあり方を検討することが必要です。

(3) メンテナンス経費の増加

近年、財政規模が 9,000 億円程度で推移（新型コロナウイルス感染症の影響を受けた令和 2 年度を除く。）している中、投資的経費は、1,000 億円程度で推移しており、支出の 10%から 13%程度となっています。施設の老朽化が進む中、今後、支出の増大が見込まれます。

京都府の保有する施設は、府民生活に大きな役割を担うとともに、広域的な行政を推進していく上で重要な役割を担っているため、府全体の施設の保有状況や利用状況等の把握を含め、部局横断的な検討を行った上で、資産の最適な維持管理を実施し、メンテナンス経費の軽減・平準化を図ることが必要です。

(4) 本方針の確実な推進

府有財産戦略活用推進本部を中心に本方針を推進するとともに、技術的な知見を持たない職員により維持管理されているため、事後保全的な対応となっている施設が存在する現状を踏まえ、維持管理が適切に実施されるための技術的支援の取組が必要です。

第3章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

1 基本的な考え方

公共施設等における様々な課題を解決した上で、質の高い行政サービスを適切に提供し、府民満足の最大化を達成するためには、各施設が担っている目的・役割を十分に精査し、限られた財源の中で効率的・効果的な投資を行っていく必要があります。

そこで、次の3つの基本的な考え方に基づき、具体的な取組を進めることとします。

(1) 安心・安全の確保

府民が安心して暮らし続けることができるよう、防災危機管理等の観点から老朽化が原因となる事故を未然に防止し、府民生活や経済活動を継続的に維持するとともに、地域創生の取組を進めて交流拡大を図るため、社会基盤の適切な整備や維持管理を実施し、府民の安心・安全の確保を図ります。

(2) 財政負担の軽減と平準化

維持すべき施設への優先的な投資や予防保全等の適切なメンテナンスによる長寿命化、民間活力の活用等により、維持・更新に係る経費の軽減を図るとともに、計画的に施設の維持管理・更新を行うことにより、財政負担の平準化を図ります。また、未利用資産の幅広い利活用を促進し、利活用ニーズがないものについては、計画的に売却するなど財源の確保に努めます。

(3) 施設の長寿命化

庁舎等の建築物や道路・河川等のインフラの多種多様な施設等の機能や特性を考慮した上で、点検・診断・修繕・更新・記録等の適切なメンテナンスサイクルを確立し、損傷が軽微な段階で計画的な補修・修繕等を実施する予防保全型の維持管理を行うことなどにより、効率的・効果的な施設機能の維持・向上を図り、施設の長寿命化を推進します。

2 取組方針（公共建築物）

（1）耐震化等の安心・安全の確保

府民が安心して施設を利用できるよう、人的な被害が生じる恐れがあるなど特に危険性が高い箇所の修繕等を速やかに行うとともに、防災拠点となる公共施設等や避難・救援で重要な役割を果たす施設等について、新型コロナウイルス感染症対策（ワクチン接種会場等の活用）の経験を踏まえて災害等の緊急時に多様な役割を果たすべく災害時において十分に機能するよう引き続き計画的に耐震化等を実施し、安全性の確保を図ります。

また、施設の改修等に当たっては、子どもや高齢者、障害のある人にも利用しやすい施設となるようバリアフリー化を一層進めるとともに、外国人観光客への対応や、地球環境にも十分配慮した上で実施します。

（2）点検・診断等の実施

施設の長寿命化等を図るため、法令に基づく点検の実施とともに、施設管理者による自主点検を実施し、施設の劣化状況等の把握を適切に行います。

また、施設管理者が劣化状況を把握しやすくするため、研修の実施や建築・設備系の技術者による現地調査等を実施し、的確な劣化状況の評価に基づいた修繕・改修を推進します。

（3）修繕・改修等の計画的な推進

点検・診断等により把握した施設の劣化状況や重要度のほか、施設の利用状況等も考慮した上で、予防保全型の維持管理を計画的に実施することとし、限られた財源の中で、財政負担が一時期に集中することのないよう軽減・平準化を図ります。また、それらの点検・診断結果の状況等の施設情報を一元化し、共有化を図ることにより、各施設の維持管理や計画的な保全の適切な実施を推進します。

（4）長寿命化の推進によるライフサイクルコストの縮減

既存施設の計画的な修繕の実施と併せて、将来にわたって活用することが見込まれる施設について計画的に修繕等を実施し、施設のライフサイクルコストを縮減するとともに、建築物の改築、新設に当たっては中長期の維持管理計画を策定することなどにより、建築物の長寿命化を図ります。

（5）施設の集約化・共用化等の推進

将来的な行政ニーズを踏まえた施設のあり方について、適宜検討を行い、廃止や統合・複合化、規模の見直し等の方針を定めた上で、公共施設等の最適化を図っていきます。

その際、府有施設のみではなく、国や市町村の所有する施設や民間施設とも連携しながら、施設の有効活用や施設の集約化・共用化等を推進します。

（6）民間活力等の活用

「産・学・金・公」で連携・協力体制を構築した上で、施設・用地の財産的価値や今後の利活用の可能性を分析し、未利用資産の戦略的な売却や民間のノウハウ・知恵を活用したPPPの推進等に取り組みます。

また、公共施設等における美化活動の実施など、府民や学生等との協働による施設管理の取組を推進します。

3 取組方針（インフラ）

（1）メンテナンスサイクルの確立

インフラ施設は多種多様かつ膨大な施設数があり、建設時期、構造形式等の施設諸元や老朽化の進展状況等、適切なメンテナンスに必要な情報が不足している施設も存在します。

また、利用状況や周辺の自然環境等により劣化や損傷の進行が施設毎に異なり、その状況は時々刻々と変化しています。このため、各施設の特性に応じた点検と診断により、計画的な修繕等を実施して、それを記録、蓄積する体系的なメンテナンスサイクルを確立します。

さらに、既に取り組んでいる「さわやかボランティア事業」等の府民協働事業を一層推進するとともに、開発が進んでいるドローンやICT技術等を活用するなど、より効率的なメンテナンスを実施します。

（ア）点検計画等の策定による体系的な点検の実施

点検頻度や点検内容等を規定した点検計画、点検マニュアル等を策定し、日常点検から定期点検まで、体系的に施設の点検を実施します。特に、定期点検においては、劣化・損傷の程度や原因を把握するとともに、劣化・損傷が進行する可能性や施設に与える影響等について考察を行います。

（イ）防災対策等と一体となった計画的なメンテナンスの実施

施設毎の長寿命化計画となる「個別施設計画」において、施設の役割、機能、利用状況等の重要度や予算の平準化にも配慮した対策の優先順位の考え方を明確化し、点検・診断結果を踏まえた効率的・効果的なメンテナンスを実施します。

修繕工法の採用に当たっては、コストの縮減や工期の短縮に配慮しつつ、新技術を積極的に活用します。

また、インフラがその機能を発揮し続けるためには、経年劣化や疲労に加え、地震や集中豪雨等、災害外力にも耐える必要があります。このため、修繕等の実施と併せ、インフラの防災・耐震性能等についても向上を図るなど、効率的・効果的な対策を推進します。

（ウ）データベースの構築

建設時期、構造形式等の施設諸元や点検・診断・補修工事等から得られた施設の状態、メンテナンスの履歴等を収集しデータベースに蓄積することで、次期点検・診断等に活用します。また、既に電子化を進めている土質調査結果や3次元データ等、今後の維持管理に有用と考えられるデータとの連携を図ることとします。さらに、令和元年度から京都府統合型地理情報システムとも統合したクラウドを用いたシステムによるデータベースを運用開始したことから、データベースの有効活用を図るとともに、データの共有や見える化などの整備を推進します。

（2）中長期的視点に立ったコスト管理

厳しい財政状況の下、必要な機能を適切に維持していくため、府民のニーズを的確に把握するとともに、予防保全型維持管理の積極的な採用、進化したデジタル技術の活用等により、適切なメンテナンスを行い、中長期的なメンテナンスコストの縮減と予算の平準化を図ります。

(ア) 予防保全型維持管理等の導入

中長期的なメンテナンスコストを縮減するためには、インフラの長寿命化を図り、大規模な修繕や更新をできるだけ回避することが重要です。このため、施設特性や安全性、経済性を踏まえつつ、きめ細かな点検や劣化予測等により、損傷が軽微である段階に予防的な修繕等を実施することで機能の保持・回復を図る「予防保全型維持管理」の導入を推進します。

(イ) 社会的要請の変化に対する的確な対応

今後、人口減少や少子高齢化の一層の進展が見込まれる中、インフラに求められる役割や機能も変化するものと考えられます。このため、老朽化対策の検討に当たっては、その時点で各施設が果たしている役割や機能を再確認した上で、その施設の必要性を再検討し、必要性が認められない施設については、廃止・撤去を進めるなど、戦略的な取組を推進します。

特に、府営住宅や港湾施設、都市公園等、社会的要請の変遷による影響が大きい施設については、利用者のニーズを的確に把握し、更新等の機会を捉えて質的向上、機能転換、用途変更、複合化・集約化等を積極的に推進します。

(ウ) メンテナンス予算の平準化と弾力的な予算運用

京都府においても、高度経済成長期に整備された施設が多く、従来の対症療法的対応では、一時期に補修・更新経費が集中することが懸念されます。このため、予防保全型維持管理による計画的な補修・更新を行うことでメンテナンス予算の平準化を図ることとします。さらに、状況に応じて施設毎の予算配分を弾力的に運用するとともに、新設中心の予算体系から、徐々にメンテナンス中心の予算体系に移行し、安定的な予算の確保に努めます。

(3) メンテナンスサイクル確立のための体制整備

施設のメンテナンスサイクルを確立し、適切にメンテナンスしていくため、メンテナンス部門の体制強化を図るとともに、大学等とも連携し、行政の技術者、建設コンサルタント及び建設企業等の技術者の技術力向上に努めます。

また、限られた予算や人材を有効に活用するためには、多様な主体との積極的な連携が重要であり、国や都道府県、管内市町村、自治会等との連携を強化します。

(ア) 府のメンテナンス体制強化と職員の技術力向上

メンテナンスサイクルを確立するためには、メンテナンス体制の強化と職員の技術力の向上が重要となります。このため、従来の建設中心の組織体制から、徐々にメンテナンス中心の組織体制へと組織・人員の再配置を行います。また、メンテナンス技術の向上のためには、施設の新設現場の経験が大切であり、職員に新設現場を体験させるなどの取組も進めるとともに、国や大学等とも連携し、教育・研修制度の充実や資格取得の推奨等、メンテナンスに従事する職員の技術力向上を図ります。

さらに、平成28年4月に市町村と協働で設立した「一般財団法人京都技術サポートセンター」の一層の充実を図り、市町村を含めた施設管理者支援の取組をさらに推進します。

(イ) 担い手の確保・育成

メンテナンスサイクルを確立し、継続するためには、メンテナンスの担い手となるコンサルタント及び建設企業においても、技術者の育成や新技術の習得が不可欠となります。このため、国や大学等とも連携し、研修の実施や資格取得の推奨等、コンサルタントや建設企業における技術者の技術力向上を図るとともに、メンテナンスに関する入札契約制度においても、これらの技術者を評価する制度を導入します。

(ウ) 府民協働の推進

施設の現状把握には地元からの情報が不可欠であり、既に実施している府民協働型インフラ保全事業を活用するとともに、地元市町村や消防団、自治会等からの地域に密着した情報をメンテナンスに活用するシステムを導入します。また道路や河川では、府、地元市町村及び地域住民等がそれぞれ役割分担し、美化活動などを実施するボランティア制度を創設しており、これらの制度の充実・発展を図るとともに、インフラ長寿命化に関する積極的な情報発信を行います。

(エ) 土地改良施設・治山施設における管理者間連携の推進

府営事業により造成した土地改良施設については、市町村や土地改良区に譲与しておりますが、京都府はその維持管理・更新等の事業を所管する立場として、一定規模以上の重要な土地改良施設を対象に土地改良施設「インフラ長寿命化計画（行動計画）」を作成し、管理者と連携していくこととしております。

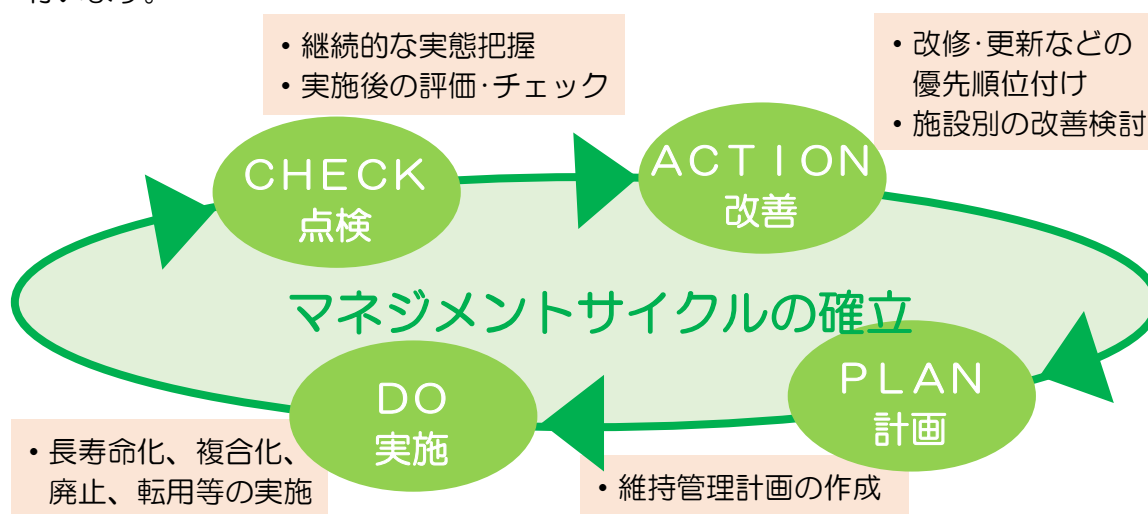
また、治山施設は、所有権は土地所有者にありますが、施設の維持管理は京都府が行うこととなっています。令和2年度に個別施設計画を策定し、施設の定期点検や補修・更新等の事業を実施し、施設の効果が発揮されるよう努めます。なお、実施については、府保有のインフラ施設に準じたメンテナンスサイクルを確立します。

第4章 本方針の推進体制

1 全庁横断組織による推進

京都府では、府有財産の戦略的な活用に関する取組を円滑に推進するため、部局横断による全庁的な体制である「府有財産戦略活用推進本部」を中心に、各部局・広域振興局等に「府有財産戦略活用総括推進員」等を配置することにより、アセットマネジメントの取組を推進しています。

今後、これらの組織を中心に、府有施設の計画的な修繕、事業の評価・チェックなどを行うマネジメントシステムを構築し、PDCAサイクルによる適切な運用を継続して行います。



2 メンテナンス体制の整備

施設のメンテナンスサイクルを確立し、適切に実施していくため、メンテナンスに係る体制整備を図るとともに、研修等を実施することにより、施設管理を担当する職員の維持管理に関する意識や技術の向上を図り、適切な維持管理を推進します。また、大学等とも連携し、行政や民間企業等の技術者の技術力向上に努めます。

3 情報の一元化・共有化

施設の劣化状況・工事履歴などの情報のほか、利用状況・維持管理コストなどの施設を運用する上での情報等について、新地方公会計システムと関連させるなど、情報の一元化・共有化を図ります。

4 関係機関等との連携(市町村との連携強化(情報交換・研修実施))

国や市町村と情報共有等における連携を図ることにより、公共施設等を取り巻く課題を共有するとともに、最適な施設利用等につなげます。

第5章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

1 庁舎系施設

対象施設	京都府庁、総合庁舎、試験・研究施設、その他事務所・倉庫・普通財産など 80施設、延床面積 24.04 万㎡（200 ㎡未満の建物除く）
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ○ 対象施設の約 73%が建築後 30 年を経過し、10 年後には約 89%まで増加するため、大規模修繕を含む長寿命化対策を優先順位付けにより計画的に実施する必要があります。 ○ 対象施設の建物部位別（屋根・外壁・設備等）の劣化状況を点検調査したところ、全体的な傾向として築 30 年を経過すると各部位の劣化が進み修繕等の対策が必要になることが分かっています。損傷が軽微な段階で計画的な修繕等を実施する予防保全型の維持管理が必要です。 ○ 施設の効用を維持するとともに、今後の行政需要等を踏まえた施設のあり方についても検討を行うことが必要です。
施設類型ごとの管理に関する基本的な方針	<p>(1) 耐震化の実施方針 防災対策上緊急性の高い施設、不特定多数の府民が訪れる施設を中心に、補強工事等を実施します。また、未利用施設を倉庫等として暫定的に使用している施設等については、積極的な活用方法が具体的に決まった段階で実施します。</p> <p>(2) 安全確保の実施方針 日常の維持管理や自主点検等により、施設の老朽化等の状況を把握し、人命にかかわる安全対策については優先的に対応します。また、老朽化等の進行により危険性の高い箇所は、必要に応じて除却、応急措置等の対応を実施します。</p> <p>(3) 点検・診断等の実施方針 施設所管課は、日常的な点検の他に、法令に基づく「法定点検」と施設所管課が自ら毎年度に行う「自主点検」を実施することで、施設の劣化や異常等を早期に見出す可能性を高めます。自主点検は、点検項目等を定めた「自主点検入力シート」を活用することにより、専門的な知識を有さない職員であっても建物部位別の劣化状況等の把握に努めます。また、点検結果及び修繕履歴等は施設ごとにカルテとして一元的に整理します。</p> <p>(4) 修繕・更新等の実施方針 法定点検、自主点検等により施設の劣化状況等を把握した上で、日常の維持管理に努めるとともに、計画的な修繕を実施します。 なお、施設の耐用年数や社会状況の変化を踏まえ、事務・事業の必要性や今後の施設のあり方・方向性を検討し、優先順位を付けながら、必要に応じた修繕等を実施します。また、民間等と協働した施設の管理・運営を進めます。</p> <p>(5) 長寿命化の実施方針 建物本来の寿命である構造躯体の耐用年数まで使用ができるようメンテナンスサイクルを確立し、施設の安心・安全を持続的に確保するとともに、点検・診断等に基づく維持管理を図ることにより、施設の長寿命化を推進していきます。</p> <p>(6) 今後の管理の方向性検討等について 各施設における躯体や部位の劣化状況、施設の役割等を考慮した上で、施設に係る事務・事業の必要性と今後のあり方・方向性を検討することとし、国・他の地方自治体の施設との連携等も視野に入れながら、施設の移転や建替等について検討します。 また、特に大地震発生時等においても、行政機能等を維持する観点から、補強工事・建替等の対策を講じていきます。 なお、府庁 3 号館は、耐震性能が低いことから令和元年度に解体撤去の上、文化庁移転施設と合築するべく新行政棟と元警察本部本館の一体整備を進めています。</p>

2 府民・文化施設

対象施設	文化会館、福祉会館、博物館、スポーツ施設、研修施設、福祉施設など 65 施設、延床面積 62.3 万㎡（200 ㎡未満の建物除く）
現状と課題	<p>○ 対象施設の約 45%が建築後 30 年を経過し、10 年後には約 73%まで増加するため、大規模修繕を含む長寿命化対策を優先順位付けにより計画的に実施する必要があります。</p> <p>○ 対象施設の建物部位別（屋根・外壁・設備等）の劣化状況を点検調査したところ、全体的な傾向として築 20 年を経過すると各部位の劣化が進み修繕等の対策が必要になることが分かっています。損傷が軽微な段階で計画的な修繕等を実施する予防保全型の維持管理が必要です。</p> <p>○ 施設の効用を維持するとともに、今後の行政需要等を踏まえた施設のあり方についても検討を行うことが必要です。</p>
施設類型ごとの管理に関する基本的な方針	<p>(1) 耐震化の実施方針 貸館、展示場その他府民利用施設等においては、不特定多数の府民が利用する施設が多いことから、防災対策上緊急性の高い施設を優先し、必要な改修・補強工事等を実施します。 また、不特定多数の府民が利用する施設の吊り天井対策については、計画的に進めます。</p> <p>(2) 安全確保の実施方針 日常の維持管理や自主点検等により、施設の老朽化等の状況を把握するとともに、法令違反に該当するものや、現状において施設利用者の安心・安全を脅かす可能性が高いものについては、早急に改修等を実施します。</p> <p>(3) 点検・診断等の実施方針 施設所管課は、日常的な点検の他に、法令に基づく「法定点検」と施設所管課が自ら毎年度に行う「自主点検」を実施することで、施設の劣化や異常等を早期に発見する可能性を高めます。自主点検は、点検項目等を定めた「自主点検入力シート」を活用することにより、専門的な知識を有さない職員であっても建物部位別の劣化状況等の把握に努めます。また、点検結果及び修繕履歴等は施設ごとにカルテとして一元的に整理します。</p> <p>(4) 維持管理・修繕・更新等の実施方針 法定点検、自主点検等により施設の劣化状況等を把握し、日常の維持管理に努めるとともに、特に府施策を展開する上で重要な建物については、長期的な利活用方針を定めた上で、中長期修繕計画を策定します。 なお、丹後王国「食のみやこ」については、丹後の本物の食をあじわう拠点、人材育成などの 10 次産業化拠点、丹後観光のゲートウェイを担う拠点としての事業を民間と連携・協働して展開していくため、優先順位を付けながら更新・修繕等の必要な対応を図ります。</p> <p>(5) 長寿命化の実施方針 各施設における躯体や部位の劣化状況、施設の役割等を考慮した上で、修繕・改修を適切な時期に行い、長寿命化を図ります。建物本来の寿命である構造躯体の耐用年数まで使用することができるようメンテナンスサイクルを確立し、施設の安心・安全を持続的に確保するとともに、点検・診断等に基づいた維持管理を図ることにより、施設の長寿命化を推進していきます。</p> <p>(6) 今後の管理の方向性検討等について 府民ニーズ等を踏まえ、施設の廃止を含めた今後のあり方・方向性を検討するとともに、民間事業者等の多様な手法・工夫を積極的に取り入れながら、整備・運営等の必要な対応を図ります。 多くの府立施設が集積する北山エリアは、旧総合資料館と府立大学が連携した京都学・歴史館を整備（平成 29 年度）しており、今後、「北山エリア整備基本計画（令和 2 年度）」等に基づき、旧総合資料館跡地におけるシアターコンプレックスと賑わい・交流施設の整備など「北山『文化と憩い』の交流構想」の実現を目指しています。また、京都府立大学は、施設の狭隘化及び老朽化の抜本的解消を図るとともに、北山エリアの一翼を担う施設として整備を検討します。特に体育館は耐震上の問題から最優先での整備が必要です。 スポーツ施設では、サンガスタジアム by KYOCERA が様々なスポーツの拠点及び中北部地域の交流と観光のゲートウェイとして竣工（令和元年度）、山城総合運動公園内の「木下アカデミー京都アイスアリーナ」が官民連携により府内唯一通年型のアイスアリーナとして竣工（令和元年度）しました。 洛南病院は、府民から求められる多様な精神科医療のニーズに対応するべく、令和 4 年度から本格着工予定の病院建替整備により、新たな専門病床の整備など診療機能の充実・強化を図ります。また、京都府立医科大学付属病院及び北部医療センターは、高度医療への対応や患者アメニティの向上のために改修・整備及び老朽化対策を進めます。</p>

3 教育施設

対象施設	府立学校、京都府総合教育センター、府立図書館、府立少年自然の家、府立郷土資料館、その他施設 85 施設 延床面積 79.6 万㎡（200 ㎡未満の建物除く）
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ○ 教育施設は、約 51%に当たる施設が建設後 40 年を経過しており、10 年後には約 83%まで増加するため、今後、多くの維持管理費用が必要となります。 ○ 施設の老朽化が原因となっている不具合が頻発しており、授業等への教育活動にも少なからず影響が生じた事例が発生しています。 ○ 特別教室への空調機器新設やトイレの洋式化・地球環境への配慮・ユニバーサルデザイン等時代の流れに即した施設整備を進めているところですが、まだまだ十分に整備できている状況ではなく、今後一層充実するよう取り組んでいく必要があります。 ○ 限られた財源の中でも教育の質の維持・向上ができるよう、府立高校や特別支援学校の児童生徒数の推移や教育内容に併せて、施設の配置や規模を適正なものに見直ししていく必要があります。
施設類型ごとの管理に関する基本的な方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「京都府教育振興プラン」を推進する基盤となる教育環境を充実させるため、次の観点から計画を行うこととします。 (1) 施設の長寿命化の推進等 厳しい財政状況下で必要な施設の機能を維持していくためには、健全なメンテナンスサイクルを構築していくことが必要であり、平成 30 年 10 月に策定した「京都府教育施設個別施設計画」に基づき、損傷が軽微である段階に予防的な修繕等を実施することで、大規模な修繕や更新を可能な限り回避し、中長期的なトータルコストの縮減や施設の長寿命化を推進します。 また、未使用で今後も活用の見込みのない棟等については、改修時に段階的に減築などを行います。 一方で、特別支援学校の児童生徒の急増等の今日的課題に対応するため、山城地域では令和 4 年度に特別支援学校を開校するとともに、乙訓地域では向日が丘支援学校の改築を行います。 (2) 教育環境の質的向上と地域コミュニティの拠点形成 時代の変化に即して学校施設を充実させることが求められており、①近年の多様な教育活動への対応、②空調設備やトイレ等の衛生環境の向上、③ICT教育の進展に対応可能な施設づくり、④省エネ型機器の導入等による地球環境への配慮、ユニバーサルデザイン等総合的な観点から、快適で環境に優しい府立学校施設（エコスクール）の整備を進めます。 また、学校は地域社会との連携が不可欠であり、防災拠点を担う施設でもあることから、バリアフリー化等を行い学校を利用する多様な人に配慮した施設整備を進めます。 (3) 安心・安全の確保 安全性の高い学校施設を維持するため、施設の長寿命化を推進するとともに、定期的な点検により経年による老朽化の進行状況を把握し、建物及び設備の修繕・補修を適切に実施します。 また、学校施設については全ての校舎で構造躯体の耐震化が完了していますが、非構造部材の耐震対策を引き続き推進します。

4-1 警察施設（一般施設）

対象施設	警察本部、警察署、交番・駐在所等、待機宿舎等 365 施設 延床面積 22.9 万㎡（交番以外の施設は 200 ㎡未満の建物除く）
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ○ 警察本部及び警察署の各施設については、耐震基準（最小Is値 0.6）を満たしていないものが8棟（約 11%）あり、早期建替等の対策が喫緊の課題となっています。また、建築後 30 年を経過しているものが 47 棟（約 64%）あり、これらに多額の維持管理費用を要しています。 ○ 交番・駐在所等については、順次建替を実施しているものの、建築後 30 年を経過しているものが 112 棟（約 39%）あることから、引き続き、計画的な建替と点検、修繕に取り組む必要があります。 ○ 待機宿舎等については、建築後 30 年経過しているものが 45 棟（約 80%）あります。特に待機宿舎については、緊急時に招集する警察官を一定程度入居させる必要があるため、老朽化著しい建物の廃止等の検討を進めつつ、必要なものについては計画的な修繕を行い、適切に維持管理していく必要があります。 ○ 「警察署等の再編整備実施計画」に基づき、引き続き、左京区内の警察署（川端・下鴨警察署）の再編や伏見区東部地域への大型交番の設置などを検討します。
施設類型ごとの管理に関する基本的な方針	<p>(1) 耐震化の実施方針 警察施設のうち特に警察署は、地震災害発生時に、人命救助などの災害応急対策や治安維持活動の拠点となる重要な施設であることから、耐震性が不足する警察署について、必要な対策を実施します。</p> <p>(2) 長寿命化の実施方針 法定点検はもとより、日常的な点検・診断により施設の状況を把握し、必要な修繕を早期に実施するほか、施設を構成する各部位の耐用年数を考慮した「予防保全型」の更新整備を計画的に実施することにより、財政負担となる大規模な修繕等を可能な限り回避するとともに、施設の長寿命化を図ります。</p> <p>(3) 再編整備と施設の必要性の検証及び検討 「警察署等の再編整備実施計画」の残された課題について、引き続き積極的に取り組みます。また、人口の推移や地域情勢、犯罪発生状況の変化を考慮の上、施設の必要性を検証・検討し、整備等の対策を講じていきます。</p>

4-2 警察施設（交通安全施設）

対象施設	<p>信号制御機 3,318 基 信号柱 11,976 本</p>
現状と課題	<p>○ 交通安全施設については、施設ごとに更新基準が異なりますが、更新基準を超えた状態で運用している施設が数多く存在しています。 信号制御機の場合では、全体の約 37%が更新基準である 19 年を超えています。 また、信号柱については、点検結果を踏まえた上で更新時期を判断していますが、老朽化の目安と考える設置後 30 年以上経過した信号柱が全体の約 34%を占めています。</p> <p>○ 信号機を始めとする交通安全施設の更新・維持管理等に係るトータルコストの削減を図るため、計画的なメンテナンスサイクルの構築等を進めていくことが必要です。 また、人口減少と高齢化の進展を迎え、将来を見据えた持続可能な交通安全施設整備の在り方を検討していく必要があります。</p>
施設類型ごとの管理に関する基本的な方針	<p>(1) 信号機の更新、新設の実施方針 交通安全施設の更新基準を基に、点検結果、補修履歴等を踏まえて適切な時期に更新を行います。信号柱については、耐久性の高い二重管への更新を推進し、長寿命化を図ります。 信号機の新設に当たっては、真に必要性の高い場所を選定した上、設置することとします。</p> <p>(2) 信号機の維持管理の実施方針 既に設置されている信号機については、利用状況や地域の実情を踏まえて必要性を再検討し、必要性が低減したものについては、真に必要性の認められる箇所への移設や撤去を計画的に進めます。 また、府民協働型インフラ保全事業を活用し、交通安全施設の長寿命化を更に進めます。</p> <p>(3) 「持続可能な交通安全施設整備等の在り方に関する研究会」提言の反映 京都府における 20 年後の人口動態、財政状況等を踏まえ、今後の交通安全施設整備等の在り方の検討を目的として、令和元年 7 月 4 日に「持続可能な交通安全施設整備等の在り方に関する研究会」を設立し、令和 3 年 1 月 15 日に提言書を取りまとめました。 この提言書では、「信号機に頼らない交通安全対策を推進すること」、「自動運転社会に向けた対策を推進すること」、「生活道路に着目し、信号制御及び信号情報高度化を図った交通安全施設を生活道路にも整備する京都モデルを構築すること」が提言されています。この提言を今後の交通安全施設整備計画に反映していくことで、持続可能な交通安全施設の整備を図ります。</p>

5 職員住宅

対象施設	職員住宅、公舎、教職員共済住宅 など 17 施設、延床面積 1.9 万㎡（200 ㎡未満の建物除く）
現状と課題	<p>○ 職員住宅は、平成 19 年に職員住宅新活用計画を策定し、廃止の方針が打ち出された職員住宅については、平成 26 年 5 月までに全て用途廃止を終え、府有資産利活用推進プランに基づき、利活用の検討や売却に向けて取組を進めているところです。（教職員住宅新活用計画については平成 21 年 3 月に策定）</p> <p>○ 築 30 年以上の施設は約 40%ですが、10 年後には全ての施設が築後 30 年以上になります。</p> <p>○ 職員住宅の役割を人事異動支援や災害等緊急時対応住宅に位置づけた結果、単身・独身用住宅の入居率が北部では 9 割近くとなっています。一方、南部では約 8 割に止まっているとともに、世帯用を含め府内全域でみると、入居率は 69.1%となっており、今後も引き続き見直し等を行う必要があります。</p>
施設類型ごとの管理に関する基本的な方針	<p>(1) 耐震化の実施方針 大部分の施設については耐震化済みですが、耐震基準前に建築され耐震化が済んでいない建物については補強工事等の要否等について検討しながら、計画的に対応します。</p> <p>(2) 安全確保の実施方針 屋根瓦の劣化に伴うひび割れや落下懸念など、人命に関わるものから優先順位をつけ実施します。また、防災・事故防止に加え、防犯等の観点からの検討も実施します。</p> <p>(3) 点検・診断等の実施方針 施設所管課は、日常的な点検の他に、法令に基づく「法定点検」と施設所管課が自ら毎年度に行う「自主点検」を実施することで、施設の劣化や異常等を早期に発見する可能性を高めます。自主点検は、点検項目等を定めた「自主点検入力シート」を活用することにより、専門的な知識を有さない職員であっても建物部位別の劣化状況等の把握に努めます。また、点検結果及び修繕履歴等は施設ごとにカルテとして一元的に整理します。</p> <p>(4) 修繕・更新等の実施方針 住宅ごとに経過年数や改善履歴などを評価し、「維持管理」「建替」、「用途廃止」の住宅を判定し、さらに「維持管理」の住宅について、躯体の安全性、居住性などを評価し、修繕と改善の内容を位置づけます。</p> <p>(5) 長寿命化の実施方針 建物の構造に応じた目標使用年数を定め、各部位の耐用年数を考慮した計画的な保全の実施により長寿命化を図ります。 老朽化への対処として、建物の構造や活用状況により選別した上、調査した劣化状況と大規模修繕や建替え等長寿命化のコストを比較した上で、長寿命化すべき建物（大規模改修する建物）については、優先度を判断して適切な時期に改修を行います。</p> <p>(6) 今後の管理の方向性検討等について 建物の性能評価などの観点も交えて、適正な施設総量のあり方について議論することになります。今後、さらなる見直しを実施し、より時代にふさわしいあり方の検証を実施します。検証の実施に際しては、職員の年齢構成比率やライフサイクルによる利用需要の変化なども勘案していくこととします。 また、建替時期が到来した建物等については、民間借上げなどの方策を含めて検証を実施します。 なお、教育庁の職員向け住宅との将来的な集約化等も視野に入れ、継続的に検証を実施していきます。</p>

6 府営住宅

対象施設	府営住宅 130 団地、807 棟、14,932 戸
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ○ 府営住宅約 15,000 戸のうち、木造・簡易耐火構造は約 1,700 戸あり、このうち約 1,000 戸が既に耐用年限となる木造・簡易耐火構造平屋建 30 年、簡易耐火構造二階建 45 年を超過しています。また、耐火構造は約 13,300 戸あり、このうち約 9,000 戸が昭和 55 年の新耐震基準以前に建設されており、耐用年限の 1 / 2 となる 35 年を超過する更新期を迎えています。 ○ また、昭和 45 年以前に建設された耐火構造の約 2,800 戸については、建設年度・構造形式のタイプ別を実施した耐震性調査において、緊急ではないものの耐震化が必要と診断されており、これらを優先してストック更新を図ることが必要となっています。 ○ このような状況の中、平成 28 年度に策定した京都府府営住宅等長寿命化計画に基づき、建替や外壁改修等の事業を効率的に進めていく必要があります。
施設類型ごとの管理に関する基本的な方針	<p>(1) 点検・診断等の実施方針 建築物は 3 年に 1 回、エレベーターは年 1 回等、建築基準法や消防法等に基づく定期的な法定点検に加え、給排水施設等の法定外点検を実施し、施設の劣化状況等について診断を実施します。今後、これらの点検結果や修繕履歴等をデータベース化し、効率的なメンテナンスを推進します。 なお、点検結果や修繕履歴等を踏まえ、長寿命化計画に基づく改修等を実施しています。 (H28～R2 実績) EV 設置：10 棟、外壁改修：661 戸、電気容量改修：771 戸</p> <p>(2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針 アセットマネジメントによる予防保全型維持管理を取り入れ、メンテナンスサイクルの確立、中長期的視点に立ったコスト管理、府営住宅の再編整備等を効率的に推進し、ライフサイクルコスト縮減を図ります。また、指定管理者制度を導入している府営住宅では事業者のノウハウを活用し、効率的な管理運営を実施します。また、建替事業においても、PFI 事業等、民間活力の導入も含めたイニシャルコストの縮減を図ります。</p> <p>(3) 耐震化の実施方針 平成 28 年度に策定した京都府府営住宅等長寿命化計画に基づき、耐用年限を超過した木造・簡易耐火構造の住宅や向日台団地等、昭和 45 年以前に建設された耐火構造の住宅について、計画的に建替えや集約等を実施します。 (H28～R2 建替実績) 140 戸</p> <p>(4) 統合や廃止の推進方針 人口減少や少子高齢化等の社会構造の変化を総合的に勘案し、住宅セーフティネットの核として、府営住宅が適切な機能を発揮できるよう、コスト縮減と予算の平準化を図りながら、府営住宅の建替え、集約、改善等、再編整備を効率的に進めることとしており、平成 28 年度～令和 7 年度の当面 10 年で、建替え・改善等により、約 1,000 戸を集約することとしています。</p>

7 道路施設

対象施設	府管理国道府道 254 路線 2,142 km 橋りょう 2,162 橋 トンネル 63 本 等
現状と課題	<p>○ 平成 27 年 7 月に京都縦貫自動車道全線開通、平成 28 年 10 月に山陰近畿自動車道野田川大宮道路開通、平成 29 年 4 月の新名神高速道路城陽・八幡間開通に続き令和 5 年度には高槻・大津間の供用が予定される等、高速道路ネットワークの整備が飛躍的に進んできました。また、その他の府管理道路についても、「京都のみち 2040」に基づき、アクセス道路や緊急輸送道路の整備、交通安全対策、渋滞対策、道路防災対策等を計画的に進めています。</p> <p>○ 一方、既存の道路施設は、高度経済成長期以降に集中的に整備された施設が多く、橋長 2m 以上の橋梁では、建設後 50 年以上を経過する橋梁の割合が現在の約 42% から 20 年後には 78% を超えるなど、施設の高齢化が急速に進展しており、計画的な点検、補修に取り組む必要があります。</p> <p>○ 引き続き、道路整備を重点的に進める必要がある中、道路施設の老朽化対策については、経費の削減や管理体制の確保等により、効率的に実施する必要があります。</p>
施設類型ごとの管理に関する基本的な方針	<p>(1) 点検・診断等の実施方針 橋りょう、トンネル等の重要構造物については、道路法施行規則に基づき、5 年に 1 回の近接目視点検を実施し、AI による画像診断技術や電磁波レーダーによる非破壊検査などの新技術を活用しながら健全性を診断します。また、舗装や法面・擁壁等についても、施設の重要度や劣化状況等に応じて計画的な点検を行います。また、点検結果や補修履歴等を今後の維持管理に有効に活用するため、令和元年度から新たに構築したクラウドを用いたシステムによるデータベースを活用、一般財団法人京都技術サポートセンターと連携し、効率的なメンテナンスを推進します。</p> <p>(2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針 点検結果を踏まえ、対策が必要と診断された構造物については、施設の重要度等により優先順位を決定し、計画的な補修を実施します。アセットマネジメントによる予防保全型維持管理を取り入れ、橋梁上部工や舗装等、劣化が予測できる施設については予防保全型、トンネルや橋梁下部工等、劣化が予測できない施設については早期保全型、機械、電気設備等、耐用年数が把握できる施設については更新型等、それぞれの施設特性を踏まえた最適なメンテナンス手法による老朽化対策を推進します。また、現在事業中の小倉西舞鶴線白鳥トンネルや郷ノ口余部線宇津根橋等、大規模補修や更新を伴う事業については、バイパス整備や道路改良等の新設改良事業を活用し、効率的に老朽化対策を実施します。</p> <p>さらに、既に約 100 団体に活動いただいている「さわやかボランティアロード事業」等、府民との協働を一層推進するとともに、急速に開発が進んでいるドローンや ICT 技術等の活用により、効率的なメンテナンスを実施します。</p> <p>(3) 安全確保の実施方針 道路施設の変状や落石、倒木等は、事故に繋がる恐れがあるため、道路パトロールや定期点検等、きめ細かな点検を実施します。また、点検の結果、道路利用者や第三者に被害が発生する危険性があると診断された場合には、速やかに通行規制を実施するなど、安全確保を最優先し、必要な対策を実施します。</p> <p>(4) 耐震化の実施方針 緊急輸送道路にかかる橋りょうについて、地震時の落橋対策は完了していますが、引き続き、路面に大きな段差が生じない対策を重点的に実施する予定であり、他の道路橋についても老朽化対策を併せて実施するなど、計画的な対策を実施します。</p>

8 河川施設

対象施設	<p>337 河川 1,852 km (両岸延長 3,697 km) 排水機場等 43 箇所 (排水機場4箇所、水門、樋門、樋管、ポンプ、サイフォン等) ダム 2基 (大野ダム：昭和 36 年竣工、畑川ダム：平成 24 年竣工)</p>
現状と課題	<p>○ 河川施設は水害被害を軽減し、府民の安全確保のために必要不可欠な施設であり、これまでから、河川整備計画を策定し、洪水を安全に流下させるための河川改修を計画的に推進しています。特に、平成 24 年度以降 7 度の集中豪雨等による大規模な浸水被害が発生し、被害を受けた河川や天井川の切り下げ、河川堤防の質的強化等を重点的に進めています。</p> <p>○ 一方、府内では、大野ダムが竣工後 59 年を経過したほか、昭和 28 年の南山城水害等、過去の災害等で整備された護岸等の老朽化が進展しており、総合的な老朽化対策が喫緊の課題となっています。既に、機能低下による社会的影響が大きいダムや排水機場等については、長寿命化計画を作成し、計画的な点検、補修に取り組んでいます。その他の河川施設についても、アセットマネジメントによる計画的な点検、補修に取り組む必要があります。</p> <p>○ 引き続き、河川整備を重点的に進める必要がある中、河川施設の老朽化対策については、経費の削減や管理体制の確保等により、効率的に実施する必要があります。</p>
施設類型ごとの管理に関する基本的な方針	<p>(1) 点検・診断等の実施方針 河川法施行令及び平成 21 年に策定した京都府河川維持管理計画に基づき、堤防区間や重要水防区域等、重要区間については、毎年 1 回の出水期前点検、その他の区間については、5 年に 1 回の点検を実施するなど、施設の重要度に応じた計画的な点検を実施します。さらに、点検結果や補修履歴等をデータベース化し、効率的なメンテナンスを推進します。</p> <p>(2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針 アセットマネジメントによる予防保全型維持管理を取り入れ、護岸やダム本体などの施設は早期保全型、ダム、排水機場等の電気機械設備は更新型等、それぞれの施設特性を踏まえた最適なメンテナンス手法による老朽化対策を推進します。 また、住民との関わりの深い河川の維持管理については、ふるさとの川愛護事業等により、府内各地で自治会、ボランティア団体等、約 100 団体に河川美化等に取り組んでいただいております。引き続き、これらの府民協働事業の拡大を図ります。特に、鴨川では、一般社団法人鴨川流域ネットワークなどが実施する啓発活動や河川ボランティア育成等の取り組みと一層の連携を図ります。</p> <p>(3) 安全確保の実施方針 護岸等は異常豪雨等の外力的な要因により施設の機能が急激に低下するなど劣化予測が困難な施設であり、異常出水後には緊急点検を行うなど、安全確保を最優先に適切な施設管理を実施します。また、238 基の水位計、水防警報河川や天井川等に 131 基の河川防災カメラを設置し、京都府ホームページのほか NHK 京都放送局地上波デジタルデータ放送等で情報提供しており、出水時等にその機能が十分に発揮されるよう日頃からの点検、整備に努めます。</p> <p>(4) 耐震化の実施方針 府管理ダムについては、ダム耐震性能照査指針、排水機場については、河川構造物の耐震性能照査指針に基づく耐震照査を行い、必要に応じて耐震対策を実施します。また、鉄道や道路を横過する府内 12 の水路橋については、5 橋の耐震化が完了しており、残る 7 橋についても、計画的に耐震化を進めます。</p>

9 砂防施設

対象施設	<p>砂防設備 2,915 基（砂防堰堤：1,105 基、床固：1,182 基等） 急傾斜地崩壊防止施設 307 区域 地すべり防止施設 18 区域</p>
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ○ 京都府では、平成 16 年 10 月の台風 23 号、24 年 8 月の南部豪雨等により、土石流や法面崩壊、家屋への土砂流入など人命被害も含め土砂災害が多発しています。府内の土砂災害危険箇所のうち、優先的に対策が必要な箇所の整備は約 20%に止まっており、全ての箇所の対策には膨大な費用と時間が必要となります。 ○ 府内の砂防設備は、テレーケ堰堤や雲原砂防等、明治期から整備が進み、建設後 50 年以上を経過した設備は、現時点で約 49%、20 年後には 81%に増加する見込みです。また、管理用道路が整備されていない施設や普段人目につかない山奥に配置されている施設も多く、設備の重要度に応じて効率的な点検を行う必要があります。 ○ 急傾斜地崩壊防止施設、地すべり防止施設の歴史は浅く、現時点で建設後 50 年以上を経過する設備はほとんどありませんが、人家裏の狭小な箇所や山腹の高所等の施設が多く、施設の損傷が直接人命に関わる被害が懸念されるため、日頃からの点検及び補修が必要です。 ○ 施設整備等のハード対策と適切な施設管理を進める一方、市町村の警戒体制づくりや早期の住民避難を促すソフト対策も重要です。引き続き、土砂災害警戒区域等の指定やリアルタイムでの防災情報を適時的確に発信していくことが求められています。
施設類型ごとの管理に関する基本的な方針	<p>(1) 点検・診断等の実施方針 砂防施設の点検・診断等については、京都府砂防関係施設長寿命化計画に基づき、避難場所を保全対象とする施設や劣化が進行している施設等については 5 年に 1 回、その他の施設は 10 年に 1 回の計画的な点検を実施します。また、点検結果や地元からの施設損傷情報、補修履歴等をデータベース化し、効率的なメンテナンスを推進します。</p> <p>(2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針 砂防施設は、劣化予測が困難な施設であり、定期点検に加え、異常豪雨後にも緊急点検を実施するなど、きめ細かな点検を実施します。砂防施設の損傷は、土石流や崖崩れなど、直接人命につながる恐れがあるため、点検結果を踏まえ、施設の損傷が軽微な早期段階で対応を図る、早期保全型の維持管理を実施します。 なお定期点検結果を踏まえ、対策が必要と判断された施設については、優先順位及び概算工事費を踏まえて計画的に修繕等を実施しています。 また、砂防施設は、人家裏の狭小な箇所や山腹の高所等に整備された施設や管理用道路が整備されていない施設が多く、地元住民等が施設の損傷等を発見された場合の通報制度の創設等、府民協働の取り組みを進めます。</p> <p>(3) 安全確保の実施方針 引き続き、砂防設備、急傾斜地崩壊防止施設、地すべり防止施設の効果的な整備を進めるとともに、住民の早期避難を促すソフト対策の一層の充実を図ります。現在、府内の土砂災害が生じるおそれのある約 17,000 箇所について、土砂災害警戒区域等を指定し、異常気象時には、京都地方気象台と共同して土砂災害警戒情報を発表するなど、市町村が行う警戒避難体制の整備や避難情報発令等を支援する取組を進めています。今後とも、ハード・ソフト一体となった総合的な土砂災害対策を推進します。</p>

10 港湾施設

対象施設	<p>重要港湾：京都舞鶴港 地方港湾：宮津港、久美浜港、伏見港</p>
現状と課題	<p>○ 港湾は、海陸交通の結節点として産業・経済活動に重要な役割を果たしており、岸壁、防波堤、臨港道路、クレーン、上屋等の様々な施設が連携して物流・人流を支えています。特に重要港湾京都舞鶴港は、国際海上コンテナ、国際フェリー、外航クルーズの3機能で日本海側拠点港に指定され、それぞれの機能強化のため、関係団体等と連携し、港湾施設整備、航路拡充、寄港誘致などの取組を進めています。</p> <p>○ 一方、京都舞鶴港の歴史は古く、既存の岸壁や臨港道路等には、建設後 50 年以上を経過する施設もあるほか、港湾荷役機械等の故障は、直ちに港湾機能の停止に繋がるため、維持管理計画ガイドラインを策定し、計画的な点検・補修に取り組んでいます。</p> <p>○ 引き続き、港湾機能の強化に向けた施設整備が求められる中、施設の機能維持も喫緊の課題となってきており、メンテナンス経費の低減や体制確保の方策を検討し、新設と維持のバランスのとれた港湾経営を行う必要があります。</p>
施設類型ごとの管理に関する基本的な方針	<p>(1) 点検・診断等の実施方針 平成 26 年に改訂した京都府港湾の施設の維持管理計画ガイドラインに基づき、全施設を対象に、5 年に 1 回、施設の状態を簡易的に把握する定期点検、10 年に 1 回、水中部や部材内部等、定期点検では点検が困難な部分を含めた高度な詳細点検を実施するなど、計画的な点検を実施します。さらに、点検結果や補修履歴等をデータベース化し、効率的なメンテナンスを推進します。</p> <p>(2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針 企業立地や新規貨物の動向、クルーズ船の大型化等、利用者のニーズに即した港湾施設整備を適切に進めるとともに、既存施設については、アセットマネジメントによる予防保全型維持管理を取り入れ、岸壁、棧橋、臨港道路、上屋、クレーン等については予防保全型、防波堤、護等岸については早期保全型、機械・電気設備や給水設備等は更新型等、それぞれの施設特性に応じた維持管理を進めます。</p> <p>(3) 安全確保の実施方針 港湾はコンテナ船やクルーズ船、フェリー等、多様な船舶が日常的に着岸し、荷役業者や多数の旅行者等の活動の場であり、岸壁等の日常パトロール、定期点検等を体系的に実施し、異常が発見された場合には使用制限や立入規制を行うなど、安全確保を最優先とした港湾管理を行います。</p> <p>(4) 耐震化の実施方針 京都舞鶴港については、耐震岸壁に指定している喜多埠頭、前島埠頭の 2 バースの耐震化が完了しています。また、臨港道路についても、緊急輸送道路の 3 橋の全ての耐震化が完了しています。</p> <p>(5) 統合や廃止の推進方針 港湾施設の利用状況を分析するとともに、港湾荷役業者や船社等のヒヤリングにより、港湾利用者のニーズを把握し、利用頻度の低くなった施設等の利用転換・廃止を進めます。</p>

1 1 公園施設

対象施設	府立都市公園 11 箇所 約 280h a
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ○ 府立都市公園は、嵐山公園、鴨川公園、宇治公園、天橋立公園等、府が直接管理する5公園と山城総合運動公園、丹波自然運動公園等、指定管理者に管理を委託している6公園を設置しており、府民の自然とのふれあい、レクリエーション活動、文化活動等多様な活動の拠点となっています。 ○ 現在も、木津川運動公園において、北側区域の供用に向けた新たな公園整備を計画中である一方で、明治 39 年に開設した嵐山公園や昭和 63 年の京都国体の会場となった山城総合運動公園等、歴史ある公園が多く、公園施設の老朽化が進んでいます。 ○ 都市公園は、幼児から高齢者まで多数の方が利用される施設であり、また、遊具、スポーツ施設、建築物、機械・電気設備、園路、ベンチ等、多種多様な施設が存在し、利用者の安全確保を最優先とし、公園施設の性格に応じた維持管理が必要です。 ○ 新たな施設整備に加え、既存施設の修繕や更新、維持管理を効率的に行うため、施設の特性に合わせた点検を実施し、点検結果や修繕履歴をデータベース化するとともに、利用者のニーズを的確に捉えた施設の更新・統廃合を進めることが必要です。
施設類型ごとの管理に関する基本的な方針	<p>(1) 点検・診断等の実施方針 国の公園施設長寿命化計画策定指針に基づく各公園の公園施設長寿命化計画により、公園施設の重要度や健全度をランク付し、施設種類毎に定められた国の安全に関する基準等による調査手法により、日常点検や定期点検を実施しています。引き続き、点検結果や補修履歴等をデータベースへ蓄積し、さらに効率的・効果的な点検及び診断を行います。</p> <p>(2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針 大規模な建築物や土木構造物、野球場や陸上競技場などの運動施設、遊具、高価な施設等については予防保全型、園路や小規模の休憩所、汎用品のベンチ、メッシュフェンス、車止め等については事後保全型とし、それぞれの施設特性を踏まえた維持管理を推進しており、近年においては、陸上競技場の改修、トイレ改修、園路改修等を実施しています。また、指定管理者制度を導入している都市公園では、民間事業者のノウハウを活用し、より効果的、効率的な管理運営を行うこととしており、指定管理者と連携した効率的な維持管理を実施します。</p> <p>(3) 安全確保の実施方針 都市公園は幼児から高齢者まで多数の方が利用される施設であり、また、遊具、スポーツ施設、建築物、機械・電気設備、園路、ベンチなど、多種多様な施設が存在するため、利用者の安全確保を最優先として、施設種類毎に定める点検計画により、日常点検、定期点検を実施し、異常が発見された施設は速やかに使用中止とするなど、利用者の安全確保を最優先にしたきめ細やかな点検と適切な補修を行います。</p> <p>(4) 耐震化の実施方針 昭和 55 年以前に旧耐震基準により建築された施設について、耐震診断を実施し、耐震対策が必要と診断された5棟の内4棟について改修が完了しており、令和 4 年度より、残る丹波自然運動公園の浄水施設の耐震改修工事に着手します。</p> <p>(5) 統合や廃止の推進方針 都市公園は、少子高齢化や活動志向の変遷等により、公園施設に対するニーズも変化するため、施設利用状況の分析や指定管理者や利用者の意見聴取を行い、利用頻度の低くなった施設については、利用転換や施設廃止を進めます。</p>

12 漁港

対象施設	漁港 2港 第3種漁港 舞鶴漁港 第4種漁港 中浜漁港
現状と課題	<p>日本海に面する海岸線の延長は、東端の福井県境（舞鶴市）から西端の兵庫県境（京丹後市）に至る約316kmとなっています。うち約81kmが漁港海岸であり、府内3市1町で水産業が営まれています。漁港は33港あり、このうち2港を府が管理しています。水産業が府全体の経済に占める割合は低いですが、北部沿海地域では重要な産業であり、生産活動の拠点としてまた交流活動の拠点として、引き続き機能の維持及び充実を図ることとしています。</p> <p>府が管理する舞鶴及び中浜漁港については、漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第26条の規定により、京都府漁港管理条例（昭和35年4月1日京都府条例第7号）を定め、適正な維持管理に努めています。</p> <p>漁港施設については昭和20年代から整備を進め、一定の整備を終えていますが、生産流通活動の拠点として、また、災害時等における人流・物流インフラ機能を維持することを目的として重要な役割を担っており、今後とも既存施設の更新や機能保全についての点検を行い、適切な維持と管理に努めることが必要です。</p>
施設類型ごとの管理に関する基本的な方針	<p>(1) 点検・診断等の実施方針 京都府漁港管理条例等に基づき、日常的な管理・点検を行い、また、異常時（地震発生直後や台風通過後等）は情報収集及び速やかな巡回による施設の変状の有無を点検します。 これらの点検を通じて、施設の状況を把握することでさらに適切な診断を進めます。</p> <p>(2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針 両港は昭和26年に漁港指定を受け、これまでに整備された漁港施設においては老朽化が進行し維持管理費の増大が予想されます。このため、施設の長寿命化及び更新コストの平準化・縮減を図ることを目的に長寿命化計画を策定し予防保全に努めます。</p> <p>(3) 安全確保の実施方針 日常的なパトロール、定期点検等を実施し、異常が発見された場合は立入制限や、速やかな修繕等、安全確保を最優先とした対応を行います。</p> <p>(4) 耐震化の実施方針 生産・流通拠点漁港として、また災害時における人流・物流インフラ機能を維持するため、耐震・耐津波機能診断を実施し、これに基づく必要な対策を進めます。</p> <p>(5) 長寿命化の実施方針 「漁港施設機能保全計画」を策定し、計画的な保全対策を行うことで、施設の適切な機能の発揮に努めます。</p>

1 3 電気

対象施設	電気事業施設（大野発電所（水力））
現状と課題	<p>由良川総合開発計画の一環として建設された大野ダム貯留水を利用した水力発電事業を実施しており、発電した電力は、ゼロワットパワー株式会社を通じて、府域に供給されています。</p> <p>【大野発電所（水力）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 運転開始から既に59年以上が経過し、老朽化に伴う施設の更新負担の増加が見込まれる中、健全な経営と安心安全な電力供給体制の両立を維持していくためには、中長期的な視点から経営を考えることが必要となります。 ○ 発電開始以来、関西電力株式会社に売電してきましたが、令和2年4月からは、一般競争入札により選定したゼロワットパワー株式会社に対して売電し、同社から京都府内の事業所等に対して供給されています。 <p>【太鼓山風力発電所（風力）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成13年11月から発電してきましたが、令和2年3月末をもって全基の運転を終了しました。
施設類型ごとの管理に関する基本的な方針	<p>(1) 維持管理（点検・診断・修繕等）の実施方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電気事業法等に基づく法定定期検査及び京都府電気事業の用に供する電気工作物保安規定に基づく巡視、点検及び検査の実施に加え、定期的な点検調査により施設の状態を把握し、緊急対応を要する場合には補修等を行い、機能の正常化を図るとともに、施設の機能や劣化状況を診断し、健全性を確認します。 ・計画的に修繕を実施することで、施設の延命化を図り、更新経費等を抑制するとともに、施設の機能を維持します。 <p>(2) 更新の実施方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大野発電所（水力）については、老朽化対策として計画的に更新を実施し安定した電力供給を確保します。 <p>(3) 経営のあり方検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後の経営状況、特に令和13年度以降の厳しい状況を見据えると、抜本的な経営のあり方検討が必要です。このため、O&M（運用と保守）等の民間委託、指定管理者制度や公共施設等運営権方式（コンセッション方式）等のPPP/PFIなどの民間的経営手法の導入についても積極的な検討を行っていきます。

1 4 水道

対象施設	水道事業施設（宇治浄水場、木津浄水場、乙訓浄水場、久御山広域ポンプ場、管路等）
現状と課題	<p>京都府南部地域（10市町）の住民生活や産業活動に必要な水道水を安定的に供給するため、水道用水供給事業を実施しています。</p> <p>【浄水場・ポンプ場】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 設備機器の点検・修繕・オーバーホールにより、できる限り長寿命化を図ってきた結果、既に法定耐用年数を超過した資産が相当の割合にのぼっています。 ○ 中長期的な視点を持って現有資産を有効活用しつつ、適正かつ経済的に更新を実施していく必要があります。 ○ 耐震診断の結果、3浄水場すべてで補強が必要であることが判明しましたが、平成16年度から順次対策を進め、平成28年度に宇治・木津、乙訓浄水場の耐震化が完了しました。 <p>【管路】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 河川・ダムから浄水場へ水を運ぶ導水管路は耐震化済みです。浄水場から各受水市町へ水を運ぶ全長74kmの送水管路は、約39kmが非耐震管で、うち約13kmが法定耐用年数（40年）を超過した「経年管」となっています。（R3.3末現在） ○ 送水管路の耐震化は、原則として耐震継手管への布設替えとなることから、莫大な費用と長期の事業期間が必要であるため、優先順位と受水市町における耐震化を考慮した効率的・計画的な実施が必要です。
施設類型ごとの管理に関する基本的な方針	<p>安心・安全な水道水を安定的に供給していくため、「京都府営水道ビジョン」に基づき、施策や事業を推進します。</p> <p>(1) 維持管理（点検・診断・修繕等）の実施方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定期的な点検調査により施設の状態を把握し、緊急対応を要する場合には補修等を行い、機能の正常化を図るとともに、施設の機能や劣化状況を診断し、健全性を確認します。 ・計画的に修繕を実施することで、施設の延命化を図り、更新経費等を抑制するとともに、施設の機能を維持します。 ・アセットマネジメントの実践に必要な各種情報を収集蓄積・整理し、施設台帳・維持管理台帳（故障履歴・保守履歴）に記録することで、計画的な更新及び適切な維持管理の検討等に活用します。 <p>(2) 更新・耐震化の実施方針</p> <p>これまでの更新実績等により設定した「更新基準年数」をもとに「建設改良計画」を策定し、それに応じた「収支計画（京都府営水道経営レポート）」を策定することにより、計画的に更新・耐震化を実施します。</p> <p>【浄水場・ポンプ場】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・老朽化対策として計画的に更新を実施し安全かつ強靱な体制を確保し、ライフラインの安心・安全を支えます。 <p>【管路】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・老朽化に伴う更新は、腐食土壌・電食環境・ポリエチレンスリーブ保護状況を考慮し、漏水・管劣化状況を定期的に調査・診断して管路の健全性を確認しながら実施します。 ・耐震化は、想定地震動・管材質・管継手・管径・地盤状況等から想定した被害の大きいところから、老朽化更新とも整合を図りながら実施します。 ・設置年度が古く、耐震性の低いA形継手管と铸铁製の異形管（直管はダクタイプル铸铁）を使用していた宇治系管路については、平成29年度に城陽線の更新が完了し、令和4年度に幹線の更新を完了させる予定です。 ・宇治系管路の完了に引き続き、液状化の可能性が高い上、耐震性が比較的低く経年管となる木津系管路に着手していきます。 <p>(3) 安全確保の実施方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・危機管理体制の一層の充実を図るため、受水市町と連携・協働した危機管理に関する取組（共同事故対応訓練・緊急用資機材の確保・緊急連絡管の整備等）を充実・強化します。

1 5 工業用水道

対象施設	工業用水道事業施設（浄水場、ポンプ場、管路等）
現状と課題	<p>長田野工業団地及び綾部工業団地の立地企業に対して、安定した工業用水を供給するため、工業用水道事業を実施しています。</p> <p>【浄水場・場外施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 設備機器の点検・修繕・オーバーホールにより、できる限り長寿命化を図ってきた結果、既に法定耐用年数を超過した資産が相当の割合にのぼっています。 ○ 中長期的な視点を持って現有資産を有効活用しつつ、適正かつ経済的に更新を実施していく必要があります。 ○ 各施設の耐震化を順次実施し、平成 29 年度に浄水場及び場外施設全ての耐震化が完了しました。 <p>【管 路】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成 29 年度に河川から浄水場へ水を運ぶ導水管路の耐震化が完了し、管路以外の施設の耐震化と併せて、取水から浄水場出口までの耐震化が完了しました。 ○ 浄水場から配水池へ水を運ぶ送水管路及び配水池から受水企業へ水を運ぶ配水管路は、ほとんどが非耐震管で、うち長田野工業団地へ水を運ぶ送配水管路は、法定耐用年数（40 年）を超過した「経年管」となっています。 ○ 送配水管路の耐震化は、耐震継手管への布設替えとなることから、莫大な費用と長期の事業期間が必要となり、計画的な更新を実施する必要があります。令和元年度に長田野工業団地内配水管更新計画を作成し、令和 3 年度から計画に基づき更新に着手しています。
施設類型ごとの管理に関する基本的な方針	<p>(1) 維持管理（点検・診断・修繕等）の実施方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定期的な点検調査により施設の状態を把握し、緊急対応を要する場合には補修等を行い、機能の正常化を図るとともに、施設の機能や劣化状況を診断し、健全性を確認します。 ・計画的に修繕を実施することで、施設の延命化を図り、更新経費等を抑制するとともに、施設の機能を維持します。 ・アセットマネジメントの実践に必要な各種情報を収集蓄積・整理し、施設台帳・維持管理台帳（故障履歴・保守履歴）に記録することで、計画的な更新及び適切な維持管理の検討等に活用します。 <p>(2) 更新・耐震化の実施方針</p> <p>これまでの更新実績等により設定した「更新基準年数」をもとに「建設改良計画」を策定し、それに応じた「収支計画」を策定することにより、計画的に更新</p> <ul style="list-style-type: none"> ・耐震化を実施します。 <p>【浄水場・場外施設】</p> <p>老朽化対策として計画的な更新、安全かつ強靱な体制を確保し、ライフラインの安心・安全を支えます。</p> <p>【管 路】</p> <p>長田野工業団地内配水管更新計画に基づき、配水池から受水企業へ水を運ぶ配水管路の計画的な更新を実施します。</p> <p>(3) 安全確保の実施方針</p> <p>危機管理体制の一層の充実を図るため、関係機関と連携・協働した危機管理に関する取組（緊急用資機材の確保等）を充実・強化します。</p>

1 6 流域下水道

対象施設	流域下水道施設（4流域） 処理場4施設、幹線管渠 108 km、ポンプ場9箇所
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ○ 昭和54年に都市化が著しい桂川右岸流域において京都府で最初の流域下水道を供用開始し、現在、4流域で9市5町の下水を効率的に処理しています。また、平成7年からは桂川右岸流域の雨水対策事業として「いろは呑龍トンネル」の整備を進め、雨水北幹線を供用しているところです。 ○ 京都府の流域下水道は、昭和50年代頃から一斉に処理場や管渠の整備が始まり、年々事業費も増加し続けて、平成11年度には320億円とピークに到達するなど、平成初期に建設した施設や設備が多数存在しています。これらの設備が一斉に更新時期を迎えつつあることから、老朽化対策が喫緊の課題となっています。 ○ 経過年数（発生確率）と重要性（影響度）からリスク評価・優先順位・改築シナリオを設定した「下水道ストックマネジメント計画」を平成29年度～令和元年度に4流域全てで策定し、現在はその計画に基づいて効率的・計画的な改築更新を進めています。 ○ 令和2年度に策定した京都府流域下水道経営戦略では、現行のストックマネジメント計画を踏まえて、長期的にリスクを悪化させないために最低限必要な改築更新費用（耐震化等を含む）として、10年間で約580億円を計上しています。 ○ 京都南部地域の開発を支える施設増設、都市の浸水被害の軽減に向けた雨水対策（いろは呑龍トンネル）を推進するとともに、下水道施設の機能を確実に維持・向上させることと重要な水道水源である淀川等の水質保全のために「改築更新」を効率的に進めていく必要があります。
施設類型ごとの管理に関する基本的な方針	<p>(1) 点検・診断等の実施方針 平成27年の下水道法改正に基づき、各流域の下水道事業計画に施設の機能の維持に関する方針を位置付けるとともに、処理場・ポンプ場では、運転操作と維持管理業務において、適切な頻度での保守点検を実施し、点検記録を整備することにより、効率的な維持管理・修繕・更新を図ります。 また、幹線管渠については、腐食発生路線（重要管理路線）は5年に1回、比較的健全な路線（通常管理路線）は概ね7年に1回の定期点検を実施します。</p> <p>(2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針 各流域下水道で定めた「下水道ストックマネジメント計画」に基づき、計画的・効率的な改築更新工事を推進します。 【処理場・ポンプ場】 土木・建築施設は、点検の結果に基づく早めの維持修繕により長寿命化を図ります。 機械・電気設備は、経過年数や点検の結果に基づき健全度評価を行い、重要度・使用頻度に則した予防保全の方針（状態監視保全、時間計画保全、事後保全）を定め、計画的な長寿命化・改築更新を図ります。 また、施設更新に合わせた省エネ型設備の導入や効率的な運転管理の更なる推進と固形燃料化などエネルギーの有効利用を推進します。 【幹線管渠】 腐食環境下で損傷著しい区間の管更生や敷設替えを行うとともに、ポンプ圧送区間は冗長性を確保するため管路の2条化を推進します。</p> <p>(3) 安全確保の実施方針 ライフラインとして機能が維持できるよう、「流域下水道危機管理要領」に基づき災害・事故等発生時の被害を最小限とします。特に、地震に対しては、「流域下水道事業業務継続計画（BCP）」に基づき、下水道機能の維持又は早期回復を行います。</p> <p>(4) 耐震化の実施方針 重要下水管渠の耐震化を推進するとともに、処理施設は沈殿・消毒のみを行い簡易放流できるラインを概ね1ルート確保済みであり、引き続き未対策箇所の建設年次に応じた耐震診断を実施し、設備の改築更新に合わせた耐震補強を進めます。</p>